市税のしおり

令和８年度版

京都市
CITY OF KYOTO

目次

第１章　市税の役割・・・・・・・　１
一般会計歳入予算の内訳・・・・　１
一般会計歳出予算の内訳・・・・　１
市税収入の内訳・・・・・・・・　２
市税等１０，０００円の使い道・・・　３
入湯税・事業所税・都市計画税の
使われ方・・・・・・・・・・・　４
宿泊税の使われ方・・・・・・・　５
空き家・別荘などの非居住住宅への
新税導入を進めています・・・・　６

第２章　市税の種類としくみ・・・　７
個人の市民税・・・・・・・・・　８
固定資産税・・・・・・・・・・２９
土地・家屋・・・・・・・・・・２９
償却資産・・・・・・・・・・・３９
都市計画税・・・・・・・・・・４１
軽自動車税・・・・・・・・・・４２
法人の市民税・・・・・・・・・４６
市たばこ税・・・・・・・・・・４９
入湯税・・・・・・・・・・・・５０
事業所税・・・・・・・・・・・５１
宿泊税・・・・・・・・・・・・５３

第３章　市税の納付・・・・・・・５５
市税の納付場所及び方法・・・・５５
市税の納付場所・・・・・・・・５５
口座振替による納付・・・・・５６
納付サイトを利用したクレジット
カード・ネットバンキング納付、ス
マホ用決済アプリによる納付のご
案内・・・・・・・・・・・・・５７
納期を過ぎて納付がない場合・・５９
延滞金・・・・・・・・・・・・５９
滞納処分・・・・・・・・・・・５９
特別な事情で市税の納付が
困難な場合・・・・・・・・・・５９
納税の猶予・・・・・・・・・・５９
不服申立て（審査請求）等について・・・・６０

第４章　税窓口などのご案内・・・６１
市税の窓口・・・・・・・・・・６１
市税の証明・・・・・・・・・・６２
電子申告・納税・・・・・・・・６５
問合せ先一覧・・・・・・・・・６８

（参考）
国、府に納める税金・・・・・・・７０
国に納める税金・・・・・・・・７０
税務署一覧・・・・・・・・・・７２
府に納める税金・・・・・・・・７３
府庁・府税事務所一覧・・・・７４
京都地方税機構一覧・・・・・７５

第１章　市税の役割

市税は、京都市予算の約３割を占めている重要な財源です。
市民の皆さんに納めていただく市税は、貴重な自主財源として、様々な事業を推進する原動力となっています。

● 一般会計歳入予算の内訳（８年度当初予算）

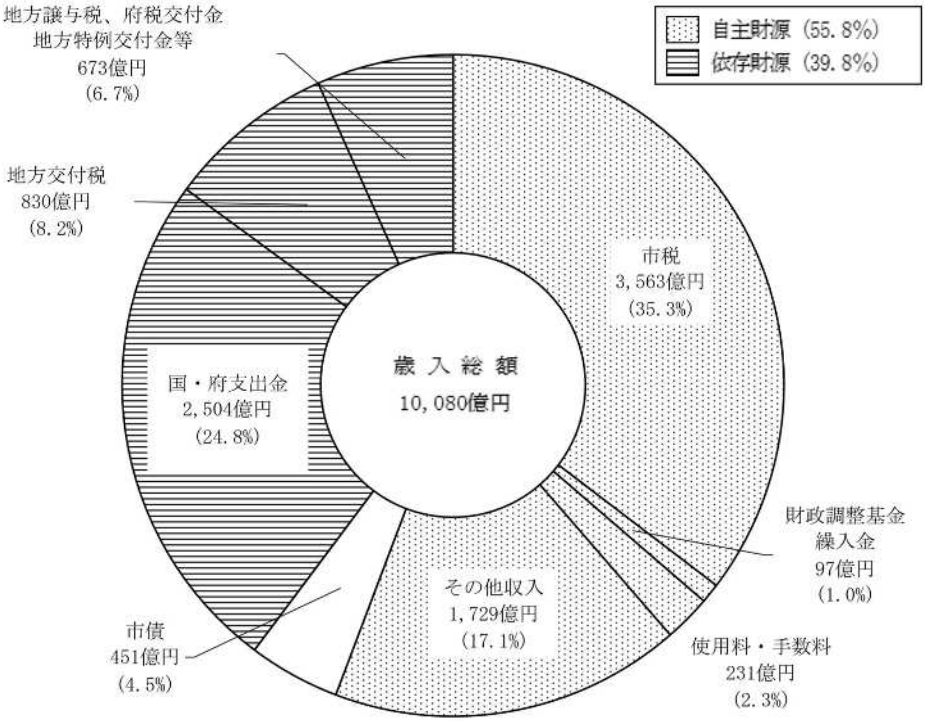

● 一般会計歳出予算の内訳（８年度当初予算）

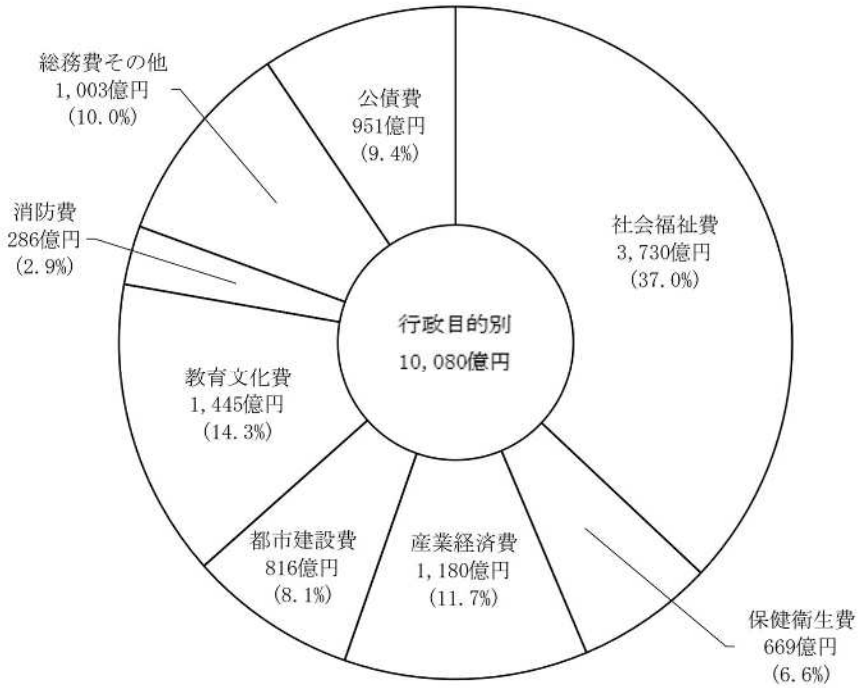

市税収入の内訳

市税の総額は ３，５６３億０７百万円で、その内訳は下図のとおりです。市民税、固定資産税、都市計画税で、市税収入全体の９０．５％を占めています。

● 市税収入予算の内訳（８年度当初予算）

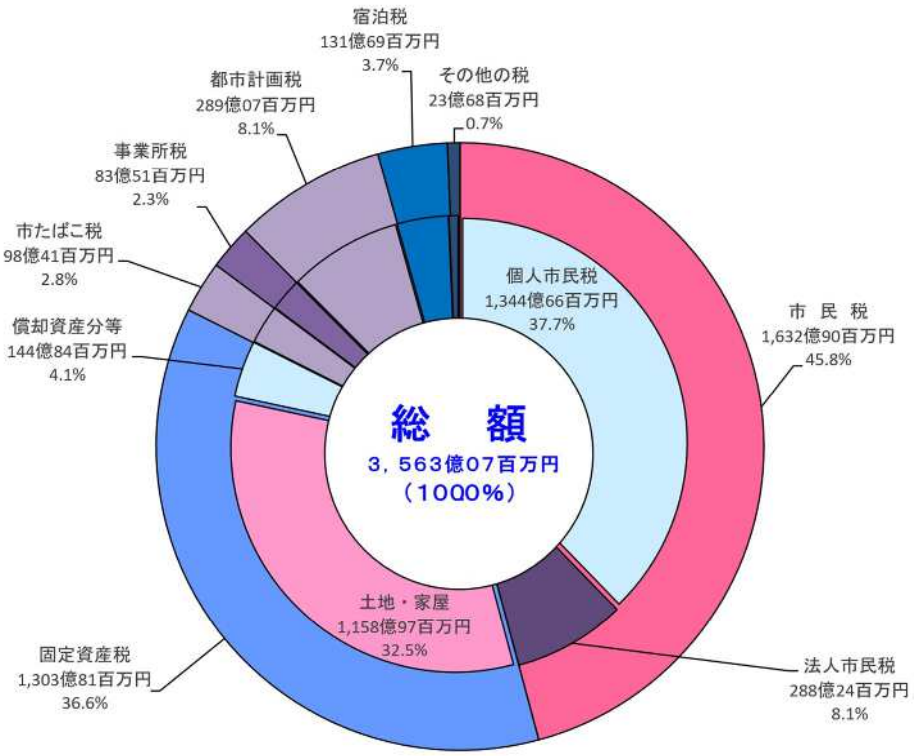

税　　目	８年度当初予算額
市　民　税	1,632 億 90 百万円
個人市民税	1,344 億 66 百万円
法人市民税	288 億 24 百万円
固定資産税	1,303 億 81 百万円
土地家屋分	1,158 億 97 百万円
償却資産分等	144 億 84 百万円
市たばこ税	98 億 41 百万円
事 業 所 税	83 億 51 百万円
都市計画税	289 億 07 百万円
宿　泊　税	131 億 69 百万円
軽自動車税	21 億 27 百万円
入　湯　税	2 億 41 百万円
合　　計	3,563 億 07 百万円

市税等※１０，０００円の使い道

納めていただいた市税等※１０，０００円は、市民の皆さんの日常生活に欠かすことのできないさまざまな仕事に使われます。（令和８年度当初予算ベース）

※　市税、府税交付金及び地方交付税等を含んでいます。

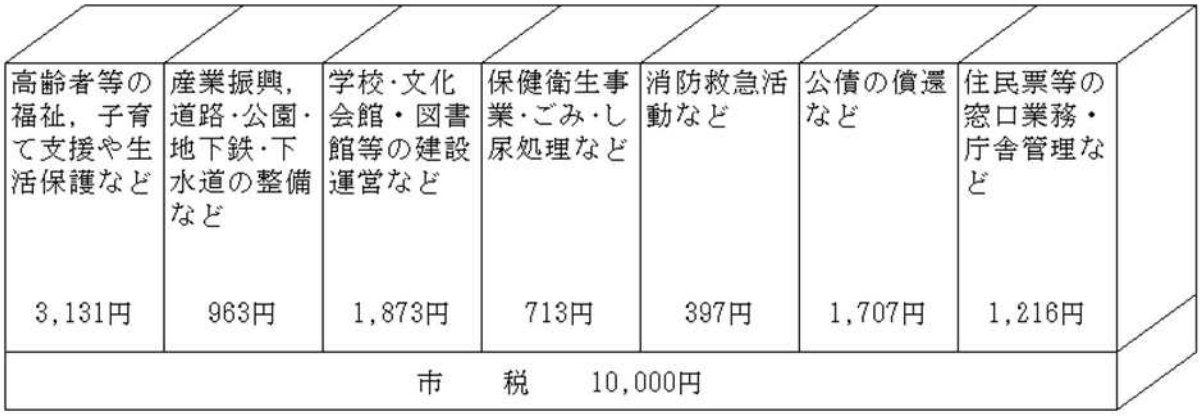

入湯税・事業所税・都市計画税の使われ方

入湯税・事業所税・都市計画税は、地方税法で使途が定められている目的税であり、本市では、次の事業等に全額使われています。（令和８年度当初予算）

事業名	事業費	うち入湯税	うち事業所税	うち都市計画税
温泉利用許可施設に対する助成事業	2百万円	2百万円	-	-
温泉観光推進事業	23百万円	23百万円	-	-
環境衛生施設の整備	23億92百万円	2億03百万円	-	-
消防施設の整備	10億31百万円	13百万円	-	-
公園緑地等整備事業	21億50百万円	-	3億52百万円	18百万円
街路整備事業	29億35百万円	-	37百万円	2億32百万円
土地区画整理事業	18億89百万円	-	1百万円	88百万円
公債償還費	190億75百万円	-	35億13百万円	120億79百万円
下水道整備事業	140億52百万円	-	6百万円	140億40百万円
高速鉄道整備事業	25億15百万円	-	2百万円	24億50百万円
社会福祉施設整備事業	14億08百万円	-	1百万円	-
廃棄物処理施設整備事業	91億49百万円	-	21億17百万円	-
道路橋りょう整備事業	107億38百万円	-	7億38百万円	-
河川整備事業	27億79百万円	-	3億01百万円	-
防災事業	4百万円	-	1百万円	-
教育文化施設整備事業	126億48百万円	-	12億82百万円	-
合計	827億90百万円	2億41百万円	83億51百万円	289億07百万円

※合計は百万円未満端数処理のため一致しない場合があります。

宿泊税の使われ方

平成３０年１０月１日から課税を開始した宿泊税は、条例で使途が定められている法定外目的税であり、令和８年度（当初予算）は、次の事業等に全額を使うこととしています。

宿泊税を財源として充実・強化する取組　　宿泊税　約 131.7 億円

◆ 多様で奥深い魅力を活かした「観光」の推進

⑴　観光を通じた京都の魅力の継承・発展　（充当額 21.7 億円）

- 京都の多様な魅力の向上、情報発信の更なる強化
- ＭＩＣＥ誘致の強化
- 観光事業者の経営強化・魅力発信

⑵　文化の力を活かした価値創造　（充当額 19.5 億円）

- 文化財の保全・継承・活用に向けた取組
- 伝統文化の担い手育成・魅力発信
- 文化振興による多様で奥深い魅力創出

⑶　品格ある景観創造　（充当額 17.5 億円）

- 京町家の保全及び継承に関する取組
- 歴史的景観・自然景観の保全に向けた取組等

◆ 市民生活と観光の調和・両立の更なる推進

⑷　観光課題対策の着実な実施　（充当額 34.6 億円）

- 安心安全な受入環境整備
- 移動利便性の向上・観光地等交通対策

⑸　市民・観光客双方の利便性向上や安心安全につながる都市基盤整備（充当額 34.7 億円）

- 災害時等における市民・観光客等の安全対策
- インフラ機能維持など

※このほか、キャッシュレス支払への対応や、税額引上げに伴う事業者の対応を支援するための特別徴収事務補助金の補助率の引き上げへの対応等、徴税コストとして、 3.7 億円を充当。

※端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

空き家・別荘などの非居住住宅への新税導入を進めています

京都市では、若者・子育て世帯の居住促進などに向けて、空き家や別荘、セカンドハウスなど居住者のない住宅（非居住住宅）の所有者に対して課税する「非居住住宅利活用促進税」の導入に係る条例を制定しました。

令和12年度の課税開始を予定しています。

非居住住宅利活用促進税の概要	
納税義務者	市街化区域内にある非居住住宅（その所在地に住所を有する者がいない住宅）の所有者 ※非居住住宅であるかどうかは、当該住宅を生活の本拠（私的生活の中心地。複数の住宅を所有している方であっても、生活の実態により一か所に定まるもの）として利用している方の有無によって判定します。実際に生活の本拠として利用されている方がいる場合は、住民票がなくても課税対象とはなりません。逆に、住民票が置かれていても生活の本拠として利用していない場合は課税対象となります。 ※居住者の有無は、1棟所有の賃貸アパートなどは棟単位、分譲マンションなどの区分所有家屋は専有部分（住戸）単位で判定します。
免税点	固定資産評価額(家屋)が 30 万円(制度導入から5年間は 100 万円)未満の家屋には課税されません。
課税免除・減免	一部の非居住住宅については、税負担が免除されます。 ① 事業のために使っている ／ 1 年以内に使うことを予定しているもの ② ①のほか、賃貸・売却を予定しているもの（免除期間は募集開始から1年） ③ 居住者の転勤や介護施設への入所等により、一時的に居住していないもの　　等
徴収猶予	非居住住宅の居住者または所有者が死亡した場合、最大3年間は、住宅の処分や活用を図る期間として、税の徴収を猶予します。猶予期間中に住宅が非居住住宅でなくなった場合等は、その間の納税義務が免除されます。
税額の計算	①と②を合計して算出します。 ① 家屋価値割 固定資産評価額（家屋）×税率 0.7% ② 立地床面積割 敷地の土地に係る1㎡当たり固定資産評価額×家屋床面積×税率（※） ※ 立地床面積割の税率

当該非居住住宅の固定資産評価額（家屋）	税　率
７００万円未満	０．１５％
７００万円以上９００万円未満	０．３％
９００万円以上	０．６％

○課税対象の詳細や税額のシミュレーション等につきましては、京都市情報館（京都市のホームページ）の「非居住住宅利活用促進税について」をご覧ください。

https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000296672.html

第２章　市税の種類としくみ

京都市で課税する税は次のとおりです。

普通税

納められた税の使い道が特定されていない税で、どのような仕事の費用にも充てることができます。

個人の市民税	前年に所得のある個人に対してかかる税
法人の市民税	事務所や事業所などがある法人にかかる税
固定資産税	土地・家屋・償却資産に対してかかる税
軽自動車税	原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、２輪の小型自動車、軽自動車、小型特殊自動車などにかかる税
市たばこ税	たばこの製造業者等が市内の小売販売業者に売り渡したたばこにかかる税
特別土地保有税	取得した土地（取得分）や取得後１０年以内の土地（保有分）に対してかかる税 ただし、平成１５年度以降の新たな課税は停止しています。

目的税

納められた税の使い道が限定されている税です。

入湯税	温泉などの入湯行為に対してかかる税 環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興の費用に充てられます。
事業所税	事業所・事務所における事業活動に対してかかる税 都市環境の整備及び改善事業の費用に充てられます。
都市計画税	市街化区域内の土地・家屋に対してかかる税 都市計画事業又は土地区画整理事業の費用に充てられます。
宿泊税	宿泊施設における宿泊行為に対してかかる税 国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図る施策の費用に充てられます。

個人の市民税

概　要

個人の市民税は、税金を負担する能力のある人すべてが均等の税額を納める**「均等割」**と、その人の所得に応じて納める**「所得割」**からできています。

個人の府民税は、京都府の税金ですが、納税義務者や課税所得金額などが個人の市民税と同じであるため、京都市が個人の市民税と併せて課税及び徴収し、京都府へ払い込んでいます。

また、森林環境税は、令和６年度から課税されている国税で、個人市・府民税の均等割と併せて納めていただくものです。

１　納税義務者

個人の市民税・府民税・森林環境税を納めていただく人は、次のとおりです。

納税義務者	納めるべき税額		
	均等割	所得割	森林環境税
市内に住所がある人	○	○	○
市内に家屋敷等（事務所、事業所又は家屋敷）がある人で、その家屋敷等がある区内に住所がない人	○		

なお、その市内に住所があるかどうか、また、家屋敷等があるかどうかは、その年の１月１日（これを賦課期日といいます。）現在の状況で判断されます。

こんな場合はどうなる？

○令和７年 12 月に死亡した人
　⇒ 令和８年度分の市民税は課税されません。

○令和８年２月に京都市から他都市へ転出した人
　⇒ 令和８年度分の市民税は京都市で課税されます。

○住民票は他都市にあるが、実際に生活している居住地は京都市である人
　⇒ 原則として京都市で課税されます。

2　税額の計算方法

市民税・府民税の税額は所得割と均等割の合計額であり、森林環境税（国税）と併せて、次のとおり算出します。

① 所得割額

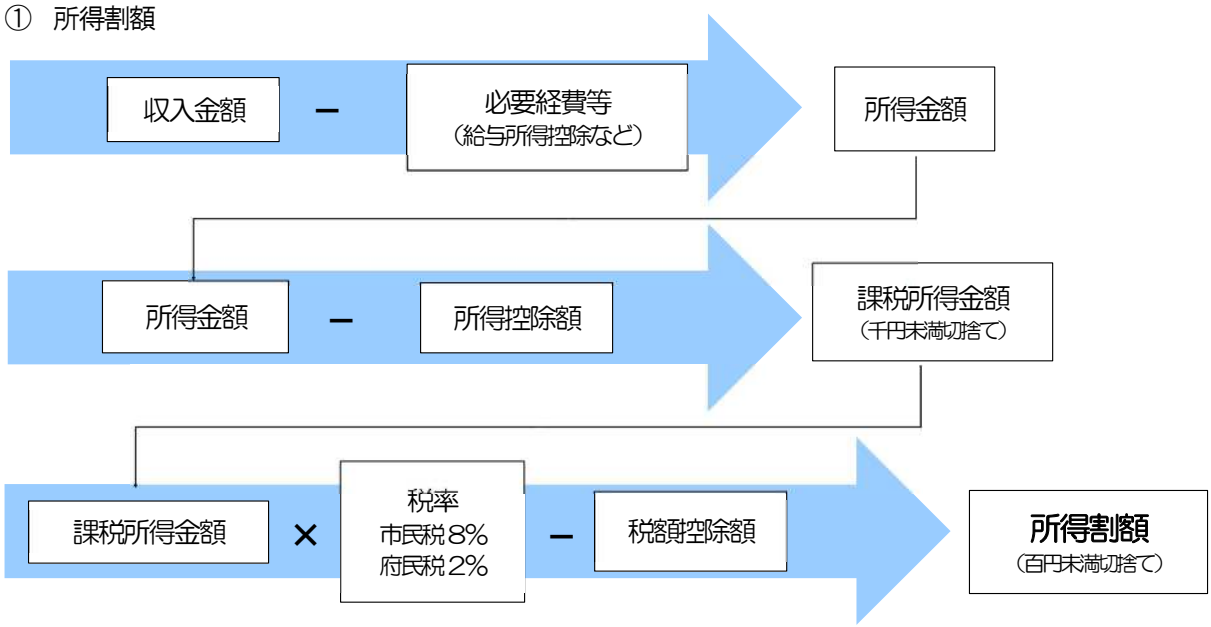

② 均等割額

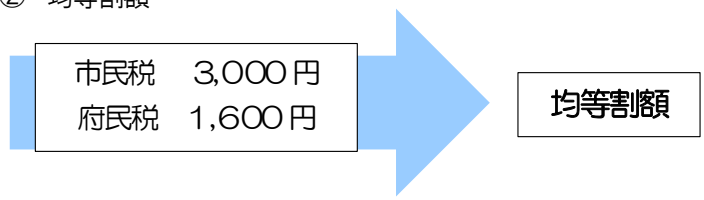

③ 森林環境税（国税）

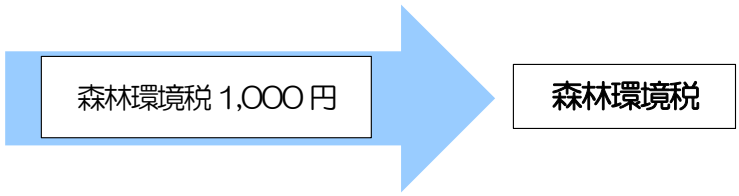

④ 税額

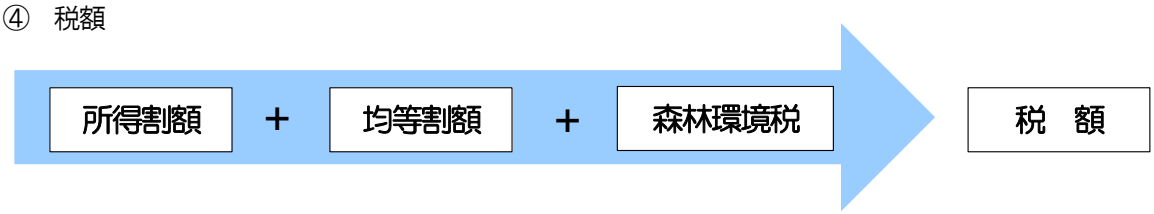

所得金額の計算方法

所得金額は所得割の税額計算の基礎となっており、所得の種類に応じて、一般に、収入金額からその収入を得るための必要経費などを差し引いて計算されます。

なお、所得の種類は、所得税の場合と同様、以下の種類があります。

所得の種類			所得金額の計算方法
1	利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額
2	配当所得	株式の配当など	収入金額 - 株式などの元本取得のために要した負債の利子
3	不動産所得	家賃、地代、権利金など	収入金額 - 必要経費
4	事業所得	事業により生じる所得	収入金額 - 必要経費
5	給与所得	サラリーマンの給料など	収入金額 - 給与所得控除額
6	退職所得	退職金、一時恩給など	（収入金額 - 退職所得控除額）×1/2 ※勤続年数５年以下の場合は、この計算式によりません。
7	山林所得	山林の伐採や山林を売って得た所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額
8	譲渡所得	土地、家屋などの資産を売って得た所得	収入金額 - 資産の取得価格などの経費 - 特別控除額 (注)5 年を超えて保有する資産の譲渡の場合、課税対象となるのは、上記の式により算出された譲渡所得の金額の 1/2 の額です。
9	一時所得	賞金、懸賞当せん金、遺失物の拾得による報労金など	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 (注)課税対象となるのは、上記の式により算出された一時所得の金額の 1/2 の額です。
１０	雑所得	年金など１～９以外の所得	公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額・・・・① 公的年金等以外の収入金額 - 必要経費 ・・・・② ① ＋ ②＝雑所得の金額

給与所得控除（令和８年度分以降の個人住民税について適用）

給与所得者については、必要経費に代わるものとして、右の表のとおり、給与等の収入金額に応じ給与所得控除額を計算します。

ただし、給与等の収入金額が 660 万円未満である場合には、右の表によらず、所得税法別表第５（簡易給与所得表）により給与所得の金額を求めることになっています。

収入金額	給与所得控除額
190 万円以下	65 万円
190 万円超　360 万円以下	収入金額×30%＋　8 万円
360 万円超　660 万円以下	収入金額×20%＋ 44 万円
660 万円超　850 万円以下	収入金額×10%＋110 万円
850 万円超	195 万円

所得税法別表第５（簡易給与所得表）を計算式として表すと下の表のとおりになります。

＜参考＞　給与所得金額の速算表

給与収入		給与所得金額
以上	未満	
円	円 651,000	円 0
651,000	1,900,000	給与収入－650,000
1,900,000	3,600,000	｛ 給与収入÷４（1,000 円未満切捨て）｝×2.8－80,000
3,600,000	6,600,000	｛ 給与収入÷４（1,000 円未満切捨て）｝×3.2－440,000
6,600,000	8,500,000	給与収入×0.9－1,100,000
8,500,000		給与収入－1,950,000

● 給与所得者の特定支出の控除の特例

給与所得については、一定の要件に該当する「特定支出」（※）の合計額が給与所得控除の２分の１を超える場合には、申告により、その超える部分の金額を給与所得控除後の所得金額から差し引くことができます。

※　特定支出とは、給与所得者が支出する①通勤費 ②転居費 ③研修費 ④資格取得費 ⑤帰宅旅費 ⑥勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費等） ⑦職務上の旅費をいいます。

公的年金等控除

公的年金等（※）の受給者については、下の表のとおり、年齢（前年１２月３１日現在）及び公的年金等の収入金額に応じ公的年金等控除額を計算します。

なお、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は下の表からさらに控除額が引き下げられます。

・公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が
　1,000 万円超 2,000 万円以下の場合　　10 万円引き下げ
　2,000 万円超の場合　　20 万円引き下げ

受給者の年齢	公的年金等収入金額	公的年金等控除額
65 歳以上（昭和36 年 1 月 1 日以前生まれ）の人	330 万円以下	110 万円
	330 万円超　410 万円以下	収入金額×25%＋　27.5 万円
	410 万円超　770 万円以下	収入金額×15%＋　68.5 万円
	770 万円超　1,000 万円以下	収入金額×　5%＋ 145.5 万円
	1,000 万円超	195.5 万円
65 歳未満（昭和36 年 1 月 2 日以後生まれ）の人	130 万以下	60 万円
	130 万円超　410 万円以下	収入金額×25%＋　27.5 万円
	410 万円超　770 万円以下	収入金額×15%＋　68.5 万円
	770 万円超　1,000 万円以下	収入金額×　5%＋ 145.5 万円
	1,000 万円超	195.5 万円

※　公的年金等とは、各法律又は制度に基づく年金、恩給等をいいます（例えば、国民年金、厚生年金、各種共済年金などがこれに当たります。）。

＜参考＞公的年金等に係る雑所得の速算表

〇65 歳未満の方

公的年金等の収入金額（Ａ）	公的年金等の雑所得を除く合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
130 万円未満	A－600,000 円	A－500,000 円	A－400,000 円
130 万円以上 410 万円未満	A×0.75 －275,000 円	A×0.75 －175,000 円	A×0.75 －75,000 円
410 万円以上 770 万円未満	A×0.85 －685,000 円	A×0.85 －585,000 円	A×0.85 －485,000 円
770 万円以上 1,000 万円未満	A×0.95 －1,455,000 円	A×0.95 －1,355,000 円	A×0.95 －1,255,000 円
1,000 万円以上	A－1,955,000 円	A－1,855,000 円	A－1,755,000 円

○65 歳以上の方

公的年金等の収入金額 （ A ）	公的年金等の雑所得を除く合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
330 万円未満	A－1,100,000 円	A－1,000,000 円	A－900,000 円
330 万円以上 410 万円未満	A×0.75 －275,000 円	A×0.75 －175,000 円	A×0.75 －75,000 円
410 万円以上 770 万円未満	A×0.85 －685,000 円	A×0.85 －585,000 円	A×0.85 －485,000 円
770 万円以上 1,000 万円未満	A×0.95 －1,455,000 円	A×0.95 －1,355,000 円	A×0.95 －1,255,000 円
1,000 万円以上	A－1,955,000 円	A－1,855,000 円	A－1,755,000 円

所得控除

納税義務者（本人）それぞれの実情に応じた税負担を求めるために、本人に配偶者や扶養親族がいるかどうか、また、病気、災害などによる臨時的な出費があったかどうか、などの個人的な事情を考慮して、所得金額から次の金額を差し引くこととなっています。

種類	要件	控除額
雑損控除	本人又は前年の総所得金額等が 58 万円以下の生計を一にする配偶者その他の親族に災害又は盗難等による資産の損失がある場合	次のいずれか多い方の金額 ①　（損失額―保険金等により補てんされた額）－（総所得金額等×1/10） ②　災害関連支出金額―5 万円
医療費控除	本人、生計を一にする配偶者その他親族の医療費又は、スイッチＯＴＣ医薬品等購入費を支払った場合	次の①又は②の選択 ①　支払った医療費（保険金等で補てんされるものを除く。）－｛総所得金額等×5%（10 万円を限度）｝ 限度額 200 万円 ②　支払ったｽｲｯﾁ OTC 医薬品等購入費（保険金等で補てんされるものを除く。）－1 万 2 千円 限度額 8 万 8 千円
社会保険料控除	本人、生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべき社会保険料を本人が支払った場合	支払った金額の全額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度の掛金（旧第 2 種共済掛金を除く。）又は心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合	支払った金額の全額
生命保険料控除	本人、配偶者又はその他の親族を受取人とする生命保険、介護医療保険及び個人年金保険の掛金を支払った場合	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、次の①と②の算式により計算した金額の合計額（限度額 70,000 円） ①　平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等（新契約） 支払った保険料が 12,000 円以下・・・・・・・・・・・・・その全額 12,000 円超 32,000 円以下 ・・・・・・・・支払った保険料×1/2+6,000 円 32,000 円超 56,000 円以下 ・・・・・・・・支払った保険料×1/4+14,000 円 56,000 円超・・・・・・・・・・・・・・28,000 円 ②　平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等（旧契約） 15,000 円以下・・・・・・・・・・・・・その全額 15,000 円超 40,000 円以下 ・・・・・・・・支払った保険料×1/2+7,500 円 40,000 円超 70,000 円以下 ・・・・・・・・支払った保険料×1/4+17,500 円 70,000 円超・・・・・・・・・・・・・・35,000 円 （注）一般生命保険料及び個人年金保険料については、新旧契約双方について控除の適用を受ける場合、①及び②により計算した控除額の合計額（限度額 28,000 円）と、②により計算した控除額のいずれか大きい金額が控除額となります。
地震保険料控除	本人、生計を一にする配偶者その他の親族が居住している家屋を保険の目的とする地震保険契約又は損害保険契約等のうち、地震等損害部分に支払った保険料 なお、平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料（上記保険料は除く）については、従前の旧長期損害保険料控除（限度額 1 万円）が適用されます。	①と②の金額の合計額（限度額 25,000 円） ①　支払った地震保険料の 1/2 ②　支払った旧長期損害保険料（保険期間 10 年以上、満期返戻金あり、平成 18 年 12 月 31 日までに締結） 5,000 円以下・・・・・・・・・・・・・・・その全額 5,000 円超 15,000 円以下 ・・・・・・・・支払った保険料×1/2+2,500 円 15,000 円超・・・・・・・・・・・・・・・10,000 円

種類	要件	控除額
障害者控除	本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者の場合（※1） 障害者に該当するのは次の（1）～（8）のいずれかに該当する場合です。 （1）精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（特別障害者となります。） （2）精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方（重度の知的障害者と判定された方は特別障害者となります。） （3）精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（障害等級が 1 級と記載されている方は特別障害者となります。） （4）身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている方(障害の程度が 1 級又は 2 級と記載されている方は特別障害者となります。） （5）戦傷病者手帳の交付を受けている方（障害の程度が恩給法に定める特別項症から第 3 項症までの方は特別障害者となります。） （6）原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方（特別障害者となります。） （7）いつも就床していて、複雑な介護を受けなければならない方（特別障害者となります。） （8）精神又は身体に障害のある 65 歳以上の方で、その障害の程度が（1）、（2）又は（4）に掲げる方に準ずるものとして障害者控除対象者認定書の交付を受けている方（（1）、（2）又は（4）に掲げる方のうち特別障害者となる方に準ずるとされた場合は、特別障害者となります。）	1 人につき　26 万円 特別障害者は 30 万円 同居特別障害者（※2）は 53 万円
ひとり親控除	本人が生計を一にする総所得金額等が 58 万円以下の子を有し、次のいずれにも該当する場合（※1） ・合計所得金額が 500 万円以下 ・婚姻していない者又は配偶者の生死が明らかでない一定の者でかつ事実婚状態ではない ※性別や婚姻歴は要件ではありません。	30 万円
寡婦控除	ひとり親控除に該当しない女性で、事実婚状態でない合計所得金額が 500 万円以下の次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合（※１） （1）夫と死別後婚姻していない者又は夫の生死が明らかでない一定の者のいずれかに該当する場合 （2）夫と離別後婚姻していない者で扶養親族を有する場合	26 万円
勤労学生控除	前年の合計所得金額が 85 万円以下で、給与所得等以外の所得が 10 万円以下の学生（※1）	26 万円

配偶者控除	本人の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で、本人と生計を一にする前年の合計所得金額が 58 万円以下の配偶者がある場合（※1）	本人の合計所得金額が 900 万円以下・・・・・・・・・・・・・・ 33 万円 （老人配偶者（※3）の場合 38 万円） 900 万円超 950 万円以下・・・・・・・・・・22 万円 （老人配偶者（※3）の場合 26 万円） 950 万円超 1,000 万円以下・・・・・・・・・11 万円 （老人配偶者（※3）の場合 13 万円） 1,000 万円超・・・・・・・・・・・・・・・・・・0 円
配偶者 特別控除	本人の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が 58 万円超 133 万円以下の場合（※1）	本人の合計所得金額 900 万円以下の場合 配偶者の合計所得金額 58 万円超 100 万円以下・・・・・・・・・・33 万円 100 万円超 105 万円以下・・・・・・・・・31 万円 105 万円超 110 万円以下・・・・・・・・・ 26 万円 110 万円超 115 万円以下・・・・・・・・・21 万円 115 万円超 120 万円以下・・・・・・・・・16 万円 120 万円超 125 万円以下・・・・・・・・・11 万円 125 万円超 130 万円以下・・・・・・・・・ 6 万円 130 万円超 133 万円以下・・・・・・・・・ 3 万円 133 万円超・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0 円 本人の合計所得金額 900 万円超 950 万円以下の場合 配偶者の合計所得金額 58 万円超 100 万円以下・・・・・・・・・・22 万円 100 万円超 105 万円以下・・・・・・・・・21 万円 105 万円超 110 万円以下・・・・・・・・・ 18 万円 110 万円超 115 万円以下・・・・・・・・・14 万円 115 万円超 120 万円以下・・・・・・・・・11 万円 120 万円超 125 万円以下・・・・・・・・・ 8 万円 125 万円超 130 万円以下・・・ ・・・・・・4 万円 130 万円超 133 万円以下・・・ ・・・・・・2 万円 133 万円超・・・・・・・・・・・・・・・・・・0 円 本人の合計所得金額 950 万円超 1,000 万円以下の場合 配偶者の合計所得金額 58 万円超 100 万円以下・・・・・・・・・・11 万円 100 万円超 105 万円以下・・・・・・・・・11 万円 105 万円超 110 万円以下・・・・・・・・・・9 万円 110 万円超 115 万円以下・・・・・・・・・・7 万円 115 万円超 120 万円以下・・・・・・・・・・6 万円 120 万円超 125 万円以下・・・・・・・・・・4 万円 125 万円超 130 万円以下・・・・・・・・・・2 万円 130 万円超 133 万円以下・・・・・・・・・・1 万円 133 万円超・・・・・・・・・・・・・・・・・・0 円
扶養控除	本人と生計を一にし、前年の合計所得金額が 58 万円以下の年齢 16 歳以上の扶養親族がある場合（※1）	1 人につき・・・・・・・・・・・・・・・・・33 万円 特定扶養親族（※4） の場合は 1 人につき・・・・・・・・・・・45 万円 老人扶養親族（※5） の場合は 1 人につき・・・・・・・・・・・38 万円 同居老親等扶養親族（※6） の場合は 1 人につき・・・・・・・・・・・45 万円

特定親族特別控除	次の（1）及び（2）の両方に該当する親族がいる場合 （1）本人と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族（※１） （2）前年の合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下	特定親族の合計所得金額 58 万円超 95 万円以下・・・・・・・・・・45 万円 95 万円超 100 万円以下・・・・・・・・・・41 万円 100 万円超 105 万円以下・・・・・・・・・・31 万円 105 万円超 110 万円以下・・・・・・・・・・21 万円 110 万円超 115 万円以下・・・・・・・・・・11 万円 115 万円超 120 万円以下・・・・・・・・・・ 6 万円 120 万円超 123 万円以下・・・・・・・・・・ 3 万円
基礎控除	本人の合計所得金額が 2,500 万円以下の場合	本人の合計所得金額が 2,400 万円以下・・・・・・・・・・・・・・43 万円 2,400 万円超 2,450 万円以下・・・・・・・29 万円 2,450 万円超 2,500 万円以下・・・・・・・15 万円 2,500 万円超・・・・・・・・・・・・・・・・ 0 円

※1　前年の 12 月 31 日の現況で判定します。ただし、前年中に死亡している場合には死亡時の現況で判断します。

※2　同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害に該当し、かつ本人又は本人の配偶者若しくは本人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合をいいます。

※3　老人配偶者とは、年齢 70 歳以上の配偶者をいいます。

※4　特定扶養親族とは、年齢 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族をいいます。

※5　老人扶養親族とは、年齢 70 歳以上の扶養親族をいいます。

※6　同居老親等扶養親族とは、本人又は配偶者と同居している直系尊属である年齢 70 歳以上の扶養親族をいいます。

３ 税　　率

	市民税	府民税
均等割	３，０００円	１，６００円
所得割	８％	２％

森林環境税
１，０００円

※　平成２８年度から、「豊かな森を育てる府民税」として、府民税の均等割の税率が、６００円引き上げられています。
※　令和６年度から国税である森林環境税（1,000 円）が均等割と併せて徴収されます。森林環境税については、６９ページ（国に納める税金）をご覧ください。

４ 税 額 控 除

調 整 控 除

所得税と個人市・府民税の人的控除額の差（例：所得税の障害者控除２７万円、個人市・府民税の障害者控除２６万円）に基づく負担増を調整するため、本人の合計所得金額が 2,500 万円以下の場合は、市・府民税所得割額から次の額が減額されます。

（１）合計課税所得金額（※１）が 200 万円以下の場合
　（ア）か（イ）のいずれか少ない金額×５％（市民税４％、府民税１％）
　　（ア）5 万円＋人的控除額の差の合計額（※２）
　　（イ）合計課税所得金額

（２）合計課税所得金額が 200 万円を超える場合
　（ア）の金額から（合計課税所得金額―200 万円）を控除した金額（その金額が５万円を下回る場合には５万円）×５％（市民税４％、府民税１％）
　　（ア）5 万円＋人的控除額の差の合計額（※２）

※１　合計課税所得金額とは
　課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額を合計した金額です。
　申告分離課税に係る課税所得金額は含まれません。

※２　人的控除額の差の合計額とは
　次の表の左欄の該当者にかかる、右欄の「人的控除の差の金額」の合計額です。

適用される人的控除	人的控除の差の金額
(1)障害者控除 ① その他障害者 ② 特別障害 ③ 同居特別障害	 ① 当該障害者１人につき１万円 ② 当該障害者１人につき１０万円 ③ 当該障害者１人につき２２万円
(2)ひとり親控除 ① 父 ② 母	 ① １万円 ② ５万円
(3)寡婦控除	１万円
(4)勤労学生控除	１万円
(5)配偶者控除 ※（ ）内は老人配偶者の場合	納税義務者の合計所得金額 900 万円以下 ５万円（10 万円） 900 万円超 950 万円以下 ４万円（6 万円） 950 万円超 1,000 万円以下 ２万円（3 万円）
(6)扶養控除 ① 扶養親族 ② 特定扶養親族 ③ 老人扶養親族 ④ 同居老親等扶養親族	 ① １人につき５万円 ② １人につき１８万円 ③ １人につき１０万円 ③ １人につき１３万円

（例） 合計課税所得金額 200 万円を有する寡婦で、同居老親等扶養親族（同居特別障害）がいる場合
（ア)か(イ)のいずれか小さい額の５％

（ア）5 万円＋人的控除額の差の合計額＝5 万円＋22 万円＋1 万円＋13 万円＝41 万円

（イ）個人市・府民税の合計課税所得金額＝200 万円

（ア）＜（イ）なので、所得割額から控除される額（調整控除）は４１万円×５％＝20,500 円となります。

配　当　控　除

株式の配当所得がある人は、算出された所得割額から次の配当控除の額が差し引かれます。

区　　分				市民税の控除率	府民税の控除率
配当控除	利益の配当等		A	配当所得金額の 2.24%	配当所得金額の 0.56%
			B	1.12%	0.28%
	特定証券投資信託等の収益の分配	外貨建等証券投資信託以外	A	1.12%	0.28%
			B	0.56%	0.14%
		外貨建等証券投資信託	A	0.56%	0.14%
			B	0.28%	0.07%

A…課税山林所得金額、課税退職所得金額を除く課税所得金額の 1,000 万円以下の部分に含まれる配当所得
B…課税山林所得金額、課税退職所得金額を除く課税所得金額の 1,000 万円を超える部分に含まれる配当所得
※上場株式等の配当について「申告分離課税」を選択する場合は、配当控除の適用はありません。

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

平成 28 年から令和 7 年 12 月 31 日までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方について、所得税から控除しきれなかった額が翌年度の市・府民税（所得割）から差し引かれます。

●控除額

次の（１）又は（２）のいずれか小さい額が控除されます。

（１）所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった金額

（２）所得税の課税総所得金額、課税山林所得及び課税退職所得の合計額並びに所得税の基礎控除額から 48 万円を減じた金額（マイナスの場合は０円）の合計額に５％を乗じた金額（97,500 円を上限とする。）※１

※１　特定取得（住宅の取得等に係る費用の消費税等が８％の場合）又は特別特定取得（住宅の取得等に係る費用の消費税等が１０％の場合）に該当し、平成２６年４月から令和３年１２月末まで（※２）に入居した場合は、所得税の課税総所得金額、課税山林所得及び課税退職所得の合計額並びに所得税の基礎控除額から 48 万円を減じた金額（マイナスの場合は０円）の合計額の７％を乗じて得た金額（136,500 円を上限とする。）となります。

※２　特別特定取得に該当する契約を一定の期間内に締結した場合は、令和３年１月から令和４年１２月末までとなります。

<一定の期間内>

・注文住宅⇒令和２年１０月１日から令和３年９月３０日まで

・分譲住宅や増改築など⇒令和２年１２月１日から令和３年１１月３０日まで

寄附金税額控除

寄附をされた翌年度の市･府民税から一定の限度額まで控除されます。また、ふるさと納税をされた方で、確定申告や市・府民税の申告が不要な方は、寄附先の地方団体へ申告特例申請書を提出されることで、税の申告をしなくても所得税相当分も含めた寄附金の控除を受けられます（ワンストップ特例制度）。

●対象となる寄附金

(1)都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

（総務大臣から指定を受けていた場合はふるさと納税（特例控除対象）に該当（※１））

(2)京都府共同募金会又は日本赤十字社京都府支部に対する寄附金

(3)条例で指定された団体に対する寄附金（市条例分　８％　府条例分　２％）

※１　国内で発生した災害に係る義援金について、義援金が最終的に被災地方団体又は義援金配分委員会に拠出されることが明らかな場合も含みます。

●控除額

｛寄附した金額（総所得金額等×30%を限度）－2,000 円｝×10%（市民税 8%、府民税 2%）

【特例控除額の加算】((1)－2,000 円）×（90%－（0～45%※）×1.021）

※市民税・府民税の課税総所得金額－所得税との人的控除の差額－｛所得税の基礎控除額－48 万円（マイナスの場合は 0 円)｝から求めた所得税率に相当する割合

◎特例部分の内訳は市民税 4/5、府民税 1/5 でそれぞれの算出所得割から調整控除を引いた金額の20%が上限です。

【申告特例控除額の加算】ワンストップ特例の対象となる方には、上記特例控除額に一定の割合を乗じた金額が所得税相当分として控除されます。

外　国　税　額　控　除

納税者が外国で生じた所得について、その国の所得税などを課されたときには、一定の要件のもとに、外国税額控除が適用されます。

所得税において外国税額控除が行われた場合に、所得税や復興特別所得税で控除しきれないときは、まず、府民税の所得割から一定の金額（府民税控除限度額）を限度として控除し、さらに控除しきれない額があるときは、次に市民税の額から一定の額（市民税控除限度額）を限度として控除します。

外国税額控除	所得税の控除限度額（※）×２４%＝市民税控除限度額 所得税の控除限度額（※）×　６%＝府民税控除限度額

※　所得税の控除限度額＝（その年分の所得税の額）× $\frac{\text{（その年分の国外所得総額）}}{\text{（その年分の所得総額）}}$

配当割額・株式等譲渡所得割額控除額

特定配当等に係る所得又は特定株式等譲渡所得金額に係る所得を申告した場合においては、所得割額から、それぞれ特別徴収された金額が配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額として控除され、税額が下がります。所得割額から引ききれなかった額は充当又は還付されます。

５　課 税 の 特 例

退職手当等からの特別徴収税額の計算方法

退職手当等の支払金額から退職所得控除額を控除した後の残額（以下、「Ⓐ」とします。）を基に、受給者の勤続年数等によって、下図に従って計算してください。

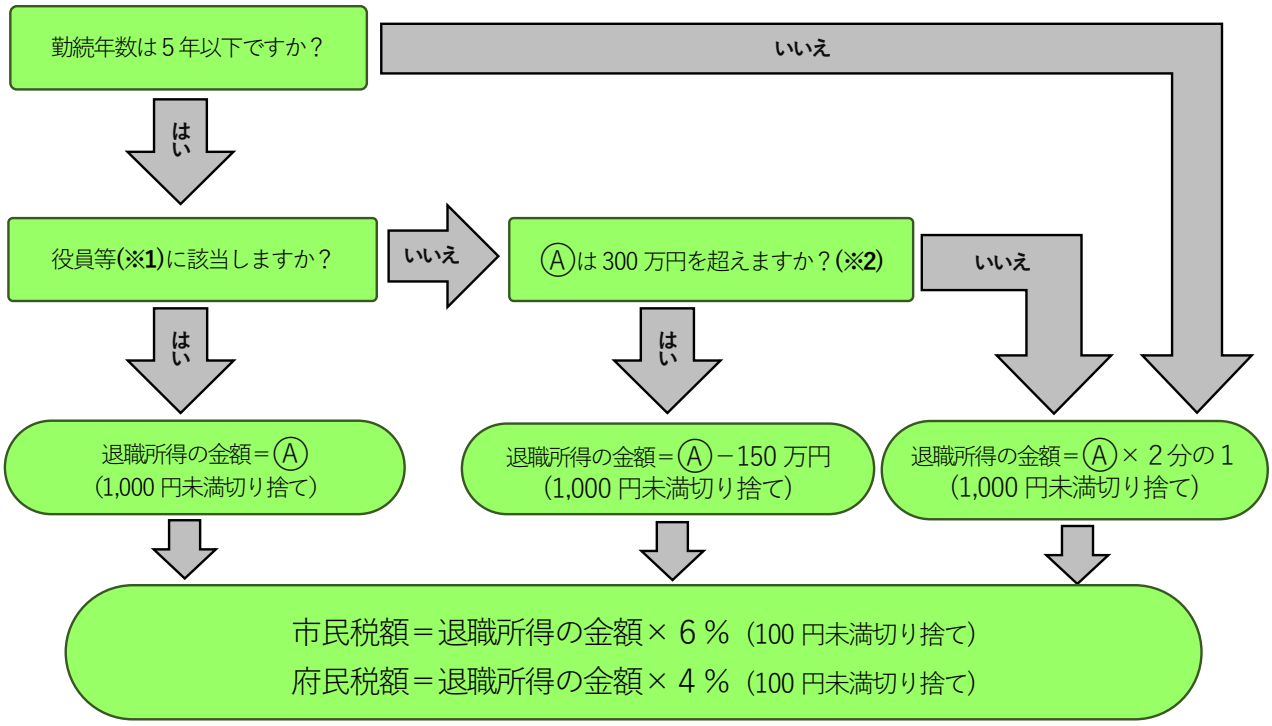

（※1）「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。
①法人税法第２条第１５号に規定する役員
②国会議員及び地方議会議員
③国家公務員及び地方公務員

（※2）この規定は、令和４年１月１日以後に支払うべき退職手当等について適用されます。それ以前に支払うべき退職手当等については、「いいえ」としてください。

●退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
①　勤続年数が 20 年以下の場合	40 万円×勤続年数（80 万円に満たない場合は 80 万円）
②　勤続年数が 20 年を超える場合	800 万円＋70 万円×（勤続年数－20 年）

※　障害者になったことに直接起因して退職した場合は、①又は②によって算出した額に 100 万円を加算します。

●勤続年数の計算

所得税の計算の場合と同様に実際の勤続期間によって計算します。勤続年数の計算において、１年未満の端数があるときは、これを切り上げて１年とします。

総合課税を行わない所得等の課税の特例

個人が土地・建物等又は株式等を譲渡した場合の譲渡所得等及び先物取引を行った場合の雑所得等に対する所得割については、他の所得と区分して課税することになっています。

区　　分			市　民　税	府　民　税
短期譲渡所得			課税短期譲渡所得金額×7.2%(※)	課税短期譲渡所得金額×1.8%(※)
長期譲渡所得	一般の譲渡の場合		課税長期譲渡所得金額×４%	課税長期譲渡所得金額×1%
	優良住宅地等の譲渡の場合	2,000 万円以下の場合	課税長期譲渡所得金額×3.2%	課税長期譲渡所得金額×0.8%
		2,000 万円超の場合	64 万円＋（課税長期譲渡所得金額－2,000 万円）×４%	16 万円＋（課税長期譲渡所得金額－2,000 万円）×1%
	居住用財産の譲渡の場合	6,000 万円以下の場合	課税長期譲渡所得金額×3.2%	課税長期譲渡所得金額×0.8%
		6,000 万円超の場合	192 万円＋(課税長期譲渡所得金額－6,000 万円）×4%	48 万円＋（課税長期譲渡所得金額－6,000 万円）×1%
上場株式等の係る譲渡所得等			上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額×4%	上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額×1%
一般株式等に係る譲渡所得等			一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額×4%	一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額×1%
上場株式等に係る配当所得等			上場株式等に係る課税配当所得等の金額×4%	上場株式等に係る課税配当所得等の金額×1%
先物取引に係る雑所得等			先物取引に係る課税雑所得等の金額×4%	先物取引に係る課税雑所得等の金額×1%

※　国・地方公共団体等に譲渡した場合の短期譲渡所得に対しては、7.2%、1.8%は各々4%、1%になります。

６　課税されない人

次の表は地方税法に定められた非課税の要件です。この他、京都市の市税条例によって、市民税が課税されない場合があります。（２８ページ「８　減免」参照）

なお、地方税法において均等割が非課税となる方については、森林環境税（国税）においても非課税となります。

均等割も所得割も課税されない人	(1)　令和８年１月１日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人 (2)　障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額（※１）が 135 万円以下（給与所得者の場合、年収 204 万 4 千円未満）である人
均等割が課税されない人	前年の合計所得金額(※１)が次の算式で求めた額以下である人 (1)　同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合 35 万円×（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋１）＋21 万円＋10 万円 (2)　同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合 45 万円
所得割が課税されない人	前年の総所得金額等（※２）が次の算式で求めた額以下である人 (1)　同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合 35 万円×（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1 人）＋32 万円＋10 万円 (2)　同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合 45 万円

※１　合計所得金額

純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額（利子所得、不動産所得、事業所得、給与所得及び一時所得並びに配当所得、長期譲渡所得、短期譲渡所得及び雑所得（分離課税分を除きます）の金額の合計額)、特別控除前の長期譲渡所得の金額、特別控除前の短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額及び山林所得金額並びに退職所得金額（分離課税分を除きます）の合計額

※２　総所得金額等

合計所得金額から純損失又は雑損失の繰越控除をした後の金額

７　申告と納税

申　　告

市内に住所を有する人は、原則として毎年３月１５日までに市税事務所市民税担当へ申告書を提出していただくこととなっています。

申告義務のある人	市内に住所を有する人で、次の「申告義務のない人」に該当しない人
申告義務のない人	（１）所得税の確定申告をした人 （２）前年の所得が「給与のみ」で、支払者から京都市に給与支払報告書が提出されている人 （３）前年の所得が「年金のみ」で、支払者から京都市に公的年金等支払報告書が提出されている人 （４）均等割が非課税となる人
提出期限	原則、毎年３月１５日
提出先	市税事務所市民税担当

※　（２）、（３）の方で、雑損控除、医療費控除や寄附金税額控除などの控除を受けようとする人や、純損失の金額の控除若しくは純損失又は雑損失の繰越控除を受けようとする人は申告書を提出してください。

納税の方法

個人の市民税の納税方法には、普通徴収と特別徴収の二つがあります。

普通徴収	事業所得者の方などの市・府民税については、申告書等に基づき計算した市・府民税額を６月初旬頃に納税通知書によりお知らせします。	6 月、8 月、10 月、翌年 1 月の 4 回の納期に分けて納めていただきます。
特別徴収 （給与所得者）	給与所得者の市・府民税については、給与支払者からの給与支払報告書に基づき、税額を計算し、その税額を給与支払者（特別徴収義務者）と給与支払者を通じて納税者にお知らせします。	給与支払者（特別徴収義務者）が 6 月から翌年５月までの 12 回に分けて毎月の給与支払の際に、納税者の給与から差し引いて（特別徴収）、翌月１０日までに、京都市に納めていただきます。
特別徴収 （年金受給者）	令和 8 年 4 月 1 日現在 65 歳以上の公的年金等受給者の方の市・府民税については、年金保険者等（日本年金機構など）から提出された年金支払報告書に基づき年金所得に係る税額を計算し、その税額を年金保険者と納税者にお知らせします。	年金保険者（特別徴収義務者）が、年金の支払の際に納税者の年金から差し引いて（特別徴収）、翌月１０日までに、京都市に納めていただきます。 ※　令和 8 年 4 月 1 日現在で 65 歳未満の年金受給者の方については、普通徴収又は給与からの特別徴収の方法により納めていただくことになります。

※年の途中で退職した場合の特別徴収

毎月の給与から市・府民税を特別徴収されていた納税者が退職したときは、給与が支払われなくなった翌月以降の残税額を普通徴収の方法により納めていただくことになっています。

（例）７月に退職した場合

給与支払者が退職したことの届出書を京都市へ提出しますので、給与から引けなかった残りの税額は、３期と４期の納期に分けて、又は４期の納期にまとめて納付いただくことになります。その場合は、京都市から改めて納税通知書と納付書を送付しますので、納税通知書が届き次第、納付をお願いします。

【例外】

・ その納税者が他の会社に就職し、引き続き特別徴収されることを申し出た場合
・ 6 月 1 日から 12 月 31 日までの間に退職した人で、残税額を退職金などからまとめて特別徴収されることを申し出た場合
・ 翌年 1 月 1 日から 4 月 30 日までの間に退職した人で、残税額を超える退職金などがある場合（この場合は、本人の申出がなくても、退職金などから残税額が特別徴収されます。）

●特別徴収の実施について

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者（事業者）は、パート、アルバイト、役員等を含む全ての従業員等の個人市・府民税を特別徴収していただくことが法令により義務づけられています（事業者や従業員等の意思で徴収の方法の選択はできません。）。

京都府と府内全ての市町村は原則として全ての事業者を特別徴収義務者に指定し、市・府民税の特別徴収を徹底します。

個人市・府民税及び森林環境税の公的年金からの特別徴収制度

● **対象となる方**

その年度の初日（4 月 1 日）現在、老齢基礎年金等の支給を受けている 65 歳以上の方で、公的年金等に係る市・府民税が課税される方（ただし、以下の方については対象外）

・ 介護保険料が年金から引き落としされていない方
・ 引き落とされる市･府民税額が老齢基礎年金等の額を超える方　など

● **対象となる税額**

公的年金等に係る所得割額及び均等割額を合算した額

● **対象となる年金**

老齢基礎年金、老齢年金、退職年金等（介護保険料が特別徴収されている年金が対象です。）

● **徴収方法**

◎ 前年度に特別徴収されていない場合

10 月の年金支払額から特別徴収が始まります。

【徴収時期と対象税額】（例：年金に係る令和 8 年度の市・府民税・森林環境税額が 60,000 円の場合）

	納付書で納める（普通徴収）		年金からの引き落とし（特別徴収）		
月	6 月	8 月	1 0 月	12 月	2 月
税額	15,000 円	15,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
算出方法	市・府民税・森林環境税額の 1/4 ずつ		市・府民税・森林環境税額の 1/6 ずつ		

◎　前年度に特別徴収されている場合

【徴収時期と対象税額】（例：年金に係る令和８年度の市・府民税・森林環境税が 75,000 円、令和７年度は 60,000 円の場合）

	年金から引き落とし（特別徴収）					
月	４月	６月	８月	１０月	12 月	２月
税額	10,000 円	10,000 円	10,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円
算出方法	公的年金所得に係る令和７年度（前年度）の税額の 1/6 ずつ（森林環境税を含む）			令和８年度の税額の残りの 1/３ずつ（森林環境税を含む）		

８　減　　免

特別の事情があり、市・府民税及び森林環境税を納めることが困難である場合には、その事情に応じて税額を減免する制度があります。

減免の申出は、その税の納期限までに減免申請書を提出していただくことになっています。

主な要件	お問い合わせ先
①　生活保護を受けている場合	市税事務所市民税担当
②　災害を受けた場合	
③　失業した場合 （例：失業給付受給資格者その他労働の意思は有するが傷病等により失業している方）	
④　廃業等により所得が減少した場合	
⑤　障害のある者、寡婦・ひとり親である場合等	

○　上記の要件に加え、総所得金額等の合計額（総所得金額等から分離課税に係る特別控除を引いた金額）が一定以下であるなどの要件があります。（①に該当する場合を除く。）

○　⑤に該当する方については、例外的に減免の申請書を提出していただかなくても、税額の全部又は一部を減免する措置を適用している場合があります。

※　個人市・府民税の減免措置の廃止について（令和６年度から）

少額所得の方、所得割の納税義務がない方に対する本市独自の減免措置について、地方税法の趣旨に則り、令和６年度に廃止しました。

(1)少額所得の場合の減免について

総所得金額等の合計額が 50 万円以下の方に対して、均等割額の 5 割、所得割額の 3 割を減免していました。この減免の廃止により、令和 6 年度から均等割額及び所得割額が全額課税され、最大で年 4,300 円の負担増となっています。

(2)所得割の納税義務がない場合の減免について

一定の条件を満たす所得割の納税義務がない方に対して、均等割額の全額を免除していました。この減免の廃止により、令和 6 年度から均等割額等（他の減免制度を受けることができない場合は、年 5,600 円）が課税されることになりました。

なお、個人市・府民税の課税状況を基礎としている令和 6 年度以降の福祉施策の利用料金等については、市民の皆様に急激な負担増とならないよう、一定期間の「経過措置」を設けるなどの対応を行っています。

減免の申請方法等については、お手元に納税通知書をご用意のうえ、市税事務所市民税担当へまずはお電話でお問合せください。（問合せ先は６８ページ参照）

固定資産税

概　要

固定資産税は、毎年１月１日（賦課期日）に土地・家屋・償却資産（固定資産）を所有されている方にその資産価値に応じて納めていただく税金です。税額は固定資産の価格（評価額）を基に算定します。

土　　地…田、畑、宅地、池沼、山林、原野、その他の土地
家　　屋…住宅、店舗、工場、倉庫、その他の建物
償却資産…土地・家屋以外の「事業用の資産」で法人税又は所得税で減価償却の対象となる資産。
（例）
事業で使用するパソコン・機械、構築物、テナントが取り付けた内装やルームエアコンなどの附帯設備、車両・運搬具、工具・器具など。ただし、自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割）の課税対象となる自動車、軽自動車等は除く。

土地・家屋

１　納税義務者

固定資産税の納税義務者は、原則としてその固定資産の所有者です。具体的には、登記簿又は土地補充課税台帳もしくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人をいいます。

２　税額の計算方法

固定資産を総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて固定資産の評価額を決定し、この評価額を基に課税標準額を算出します。税額については、課税標準額に税率を乗じて算出します。

↓

課税標準額×税率＝税額

価格（評価額）

価格は３年ごとに評価替え（価格の見直し）を行っており、この評価替え年度を基準年度といいます。

令和６年度がこの基準年度に当たり、全ての土地・家屋について新しい価格を決定しました。この価格は、次回の令和９年度の基準年度まで据え置きます。

ただし、土地については令和７年度及び令和８年度において地価下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、価格の見直しを行います。

また、地目の変換、分合筆等のあった土地及び新築や増改築等をした家屋等については、翌年度に新しい価格を決定します。

評価の方法

土　地

地目別に定められた評価方法により評価します。

地　目	**登記簿上の地目に関わらず**、その年の１月１日の利用状況により認定します。
地　積	原則として登記簿に**登記されている地積により認定**します。
評価額	固定資産評価基準に基づき、現実の売買実例価額に含まれる様々な**不正常要素（**売買実例価格を基に売り急ぎ、買い急ぎなど**）を除いて算定した正常売買価格を基準として求めます**。 なお、宅地については、地価公示価格等の７割を目途として求めます。

家　屋

再建築価格（※1）を基準に評価します。

新築家屋の評価
評価額＝再建築価格×経年減点補正率（※２）

※１　再建築価格…評価する家屋と同一のものを評価の時点において新築した場合に必要とされる建築費。

※２　経年減点補正率…家屋の建築後の年数の経過によって通常生じる損耗による減価を基に定められたもの。

新築家屋以外の家屋（在来分家屋）の評価
＜基準年度のみ、次の式で計算します。＞ **価格＝新基準の再建築価格**（※３）**×経年減点補正率** ただし、その価格が令和５年度の価格を超える場合は、令和５年度の価格に据え置きます。なお、在来分家屋のうち、増改築又は損壊等がある家屋については、評価を見直し、新たな価格を決定します。

※３　新基準の再建築価格…基準年度前年の再建築価格×再建築費評点補正率（※４）

※４　再建築費評点補正率…前回の評価替えから３年間の建築物価の変動を反映させるために定められたもの。

課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。

なお、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用されている場合や土地について負担調整措置等が適用される場合には、その課税標準額はそれらの措置が適用された後の額となり、登録された価格よりも低く算定されます。

住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地については、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置が設けられています。

住宅用地とは、**1月1日現在に住宅の敷地となっている土地**をいいます。したがって、1月1日現在に住宅を建築中の土地、貸駐車場、店舗用の駐車場、資材置場等、住宅の敷地として使用されていないものについては、原則として住宅用地にはなりません。

なお、**この特例措置を新たに受けられる場合や、適用を受けられなくなった場合には申告をしていただく必要があります**ので、市税事務所固定資産税担当に申告書を提出してください。

★空き家は適正に管理しましょう★

住宅用地に対する課税標準の特例は、**次の場合等は適用されません。**

○　居住のための管理等がされておらず、今後、人の居住の用に供される見込みがない空き家の敷地

○　空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告の対象となった特定空家等・管理不全空家等の敷地

住宅用地の範囲

特例の対象となる住宅用地の面積は、家屋の延べ床面積の10倍を限度として、右表のとおり家屋の区分ごとの居住部分の割合に応じて定められた住宅用地の率を乗じて求められます。

※「専用住宅」とは、専ら人の居住の用に供されている家屋いい、「併用住宅」とは、その一部が居住の用に供されている家屋をいいます。

	家屋	居住部分の割合	住宅用地の率
ア	専用住宅※	全部	1.0
イ	ウ以外の併用住宅	1/4以上1/2未満	0.5
		1/2以上	1.0
ウ	地上5階建以上の耐火建築物である併用住宅	1/4以上1/2未満	0.5
		1/2以上3/4未満	0.75
		3/4以上	1.0

小規模住宅用地と一般住宅用地

課税標準額の算定に当たり、土地の価格に下表に示す特例率を乗じます。

住　宅　用　地	固定資産税の課税標準額	都市計画税の課税標準額
小 規 模 住 宅 用 地 200 ㎡までの住宅用地 (※1)	価格×1/6（特例率）	価格×1/3（特例率）
一　般　住　宅　用　地 200 ㎡を超える部分の住宅用地 (※2)	価格×1/3（特例率）	価格×2/3（特例率）

※ 1　住宅 1 戸当たり 200 ㎡までの部分
※ 2　小規模住宅用地を含めて、家屋の延べ床面積の 10 倍を限度

土地の課税標準額の求め方（負担調整措置）

通常は、課税標準額が、価格（評価額）に対して一定の割合になるよう、税負担を調整する措置が講じられています。

$$\frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{今年度評価額（×住宅用地の特例率）}} = \text{負担水準}$$

区　分	土　地　の　負　担　調　整　措　置	
	負担水準	当　該　年　度　の　課　税　標　準　額
住宅用地	100%以上	今年度評価額 × 住宅用地特例率（※） ※住宅用地特例率については、上記「小規模住宅用地と一般住宅用地」を参照
	100%未満	前年度課税標準額＋今年度評価額×住宅用地特例率×5% なお、上記計算の結果、①②に該当する場合は、記載した額を課税標準額とします。 ①今年度評価額 × 住宅用特例率を上回る場合： 今年度評価額 × 住宅用特例率 ②今年度評価額 × 住宅用地特例率×20%を下回る場合： 今年度評価額 × 住宅用地特例率×20%
非住宅用地、宅地比準雑種地（商業地等）	70%超	今年度評価額×70%
	70%以下 60%以上	前年度課税標準額と同額
	60%未満	前年度課税標準額＋今年度評価額×5% なお、上記計算の結果、①②に該当する場合は、記載した額を課税標準額とします。 ①今年度評価額×60%を上回る場合：今年度評価額×60% ②今年度評価額×20%を下回る場合：今年度評価額×20%

<table>
<tr><th rowspan="2">区　分</th><th colspan="5">土　地　の　負　担　調　整　措　置</th></tr>
<tr><th>負担水準</th><th colspan="4">当　該　年　度　の　課　税　標　準　額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の雑種地等</td><td>100％以上</td><td colspan="4">今年度評価額</td></tr>
<tr><td>100％未満</td><td colspan="4">前年度課税標準額＋今年度評価額×5％
なお、上記計算の結果、①②に該当する場合は、記載した額を課税標準額とします。
①今年度評価額を上回る場合：今年度評価額
②今年度評価額×20％を下回る場合：今年度評価額×20％</td></tr>
<tr><td rowspan="6">市街化区域農地</td><td>100％以上</td><td colspan="4">今年度評価額×特例率（※）
※特例率については、「住宅用地に対する課税標準の特例」の「小規模住宅用地と一般住宅用地」の表における一般住宅用地の率と同じ</td></tr>
<tr><td>100％未満</td><td colspan="4">前年度課税標準額＋今年度評価額×特例率×5％
なお、上記計算の結果、①②に該当する場合は、記載した額を課税標準額とします。
①今年度評価額×特例率を上回る場合：
今年度評価額×特例率
②今年度評価額×特例率×20％を下回る場合：
今年度評価額×特例率×20％</td></tr>
<tr><td colspan="5">令和 5 年度以降、新たに宅地並み課税の対象となった市街化区域農地については、その年度に応じて下表の軽減率が適用されます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">宅地並みの課税の対象となった最初の年度</td><td>R５</td><td>R６</td><td>R７</td><td>R８</td></tr>
<tr><td colspan="2">軽減率</td><td>0.8</td><td>0.6</td><td>0.4</td><td>0.2</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">その他の農地</td><td>90％以上</td><td colspan="4">前年度課税標準額×1.025
なお、計算結果が今年度評価額を上回る場合は、今年度評価額を課税標準額とします。</td></tr>
<tr><td>90％未満
80％以上</td><td colspan="4">前年度課税標準額×1.05</td></tr>
<tr><td>80％未満
70％以上</td><td colspan="4">前年度課税標準額×1.075</td></tr>
<tr><td>70％未満</td><td colspan="4">前年度課税標準額×1.1</td></tr>
</table>

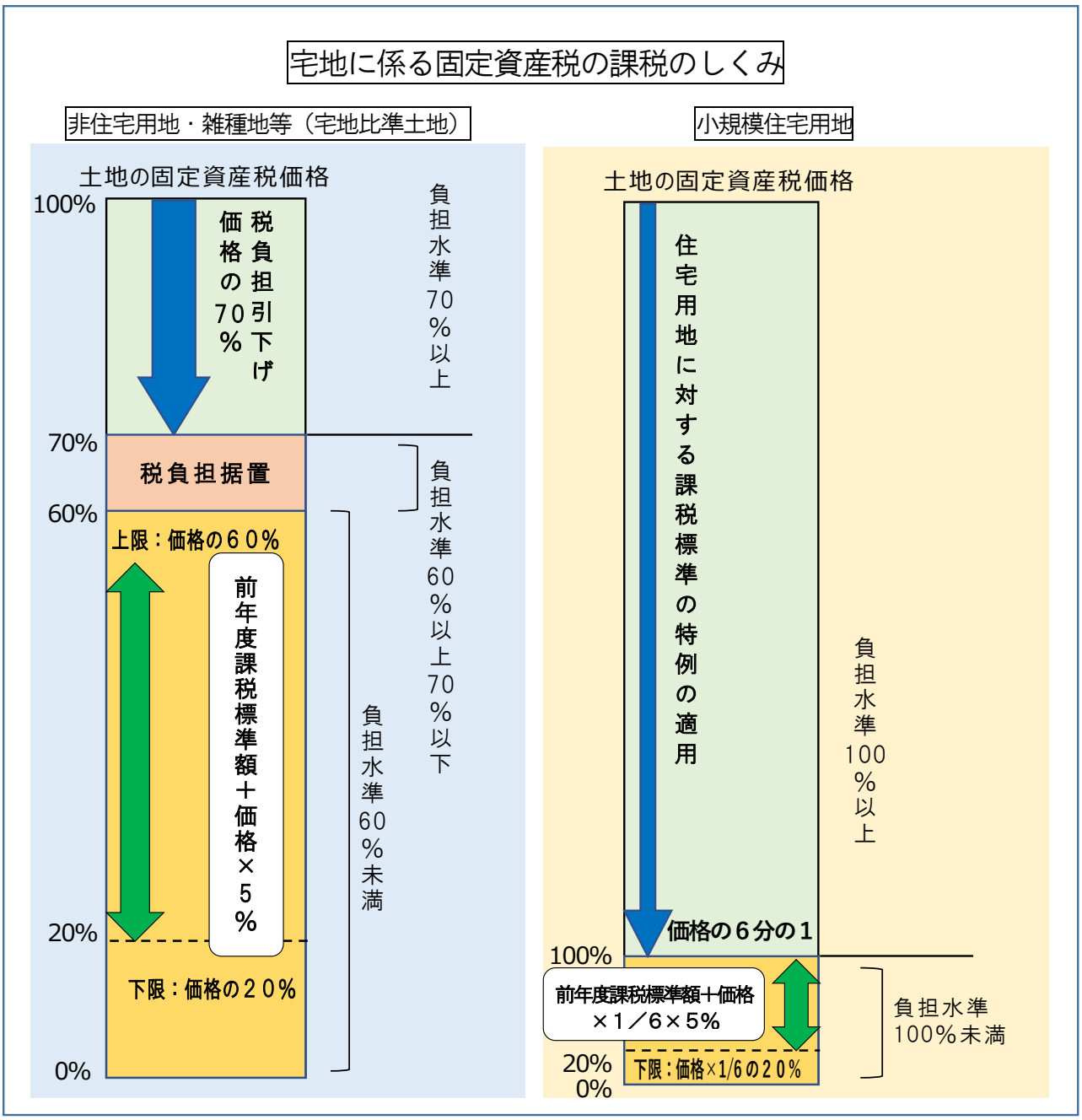

３　税　　率

固定資産税の税率は、**1.4%**です。

４　免　　税　　点

同一区内で所有するそれぞれの固定資産の課税標準額の合計額が、次に掲げる額未満の場合には固定資産税は課税されません。

土地…30 万円　家屋…20 万円

５　納　　税

納税通知書によって納税者（税額を計算した結果、納税額の発生する方）に税額をお知らせします。**納期は、４月、７月、12 月、翌年２月の４回**に分かれており、各納期までにお納めいただくこととなっています。

６ 軽 減 措 置

家屋に係る固定資産税の主な軽減措置は、次のとおりです。各種軽減措置の要件を全て満たす場合は、固定資産税が一定期間軽減されます。ただし、**軽減措置の適用を受ける場合は、申告をしていただく必要があります**ので、市税事務所固定資産税担当に申告書と必要書類を提出してください。

新築の家屋に係る軽減措置

軽減措置の種類	内　　容	
新築住宅に対する固定資産税の減額	要件	①令和 13 年 3 月 31 日までに新築された住宅であること ②居住部分の割合が当該住宅の 1/2 以上であること ③居住部分の床面積が次のとおりであること※1 ア　令和 8 年 3 月 31 日までに新築されたもの 50 ㎡以上 280 ㎡以下（共同貸家住宅は 1 住戸当たり 40 ㎡以上 280 ㎡以下）であること イ　令和 8 年 4 月 1 日以降に新築されたもの 40 ㎡以上 240 ㎡以下であること
	減額範囲	固定資産税の 1/2 を減額（床面積 120 ㎡まで）
	適用期間	新たに課税される年度から 3 年度分※2
	申告期限	新築された翌年の 1 月 31 日まで
長期優良住宅に対する固定資産税の減額	要件	①令和 13 年 3 月 31 日までに新築された長期優良住宅であること※3 ②居住部分の割合が当該住宅の 1/2 以上であること ③居住部分の床面積が次のとおりであること※1 ア　令和 8 年 3 月 31 日までに新築されたもの 50 ㎡以上 280 ㎡以下（共同貸家住宅は 1 住戸当たり 40 ㎡以上 280 ㎡以下）であること イ　令和 8 年 4 月 1 日以降に新築されたもの 40 ㎡以上 240 ㎡以下であること
	減額範囲	固定資産税の 1/2 を減額（床面積 120 ㎡まで）
	適用期間	新たに課税される年度から 5 年度分※2
	申告期限	新築された翌年の 1 月 31 日まで
	必要書類	長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく認定通知書の写し
サービス付き高齢者向け貸家住宅に対する固定資産税の減額	要件	①令和 9 年 3 月 31 日までに新築されたサービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた貸家住宅(入居者との契約形態が「賃貸借方式」であるものに限る）であること ②居住部分割合、床面積、構造、費用及び住戸数について一定の要件を満たしていること
	減額範囲	固定資産税の 2/3 を減額（床面積 120 ㎡まで）
	適用期間	新たに課税される年度から 5 年度分
	申告期限	新築した年の翌年の 1 月 31 日まで
	必要書類	・サービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書 ・スマートウェルネス住宅等推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅の整備を行う事業に係る補助を受けていることを証する書類 ・入居者との契約形態が「賃貸借方式」であることが確認できる書類（賃貸借契約書等）

既存の家屋に係る軽減措置

軽減措置の種類	内　　容	
住宅の耐震改修に対する固定資産税の減額	要件	①昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅であること ②令和 13 年 3 月 31 日までに、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事が完了していること ③自己負担額が 1 住戸当たり 50 万円を超えること
	減額範囲	固定資産税の 1/2（改修により認定長期優良住宅に該当することになったものについては 2/3）を減額（床面積 120 ㎡まで）
	適用期間	改修工事完了年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする 1 年度分
	申告期限	改修工事完了後 3 箇月以内
	必要書類	・現行の耐震基準に適合する改修工事を行ったことを証する証明書 ・改修工事に係る工事費用及び支払いが確認できる書類 ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく認定通知書の写し（改修により認定長期優良住宅に該当することになった場合のみ）　等
住宅のバリアフリー改修に対する固定資産税の減額	要件	①新築された日から 10 年以上経過した住宅で、改修後の床面積が次のとおりであること（貸家住宅を除く） ア　令和 8 年 3 月 31 日までに改修工事が行われたもの 50 ㎡以上 280 ㎡以下であること イ　令和 8 年 4 月 1 日以降に改修工事が行われたもの 40 ㎡以上 240 ㎡以下であること ②65 歳以上の方、介護保険法の要介護又は要支援認定を受けている方若しくは障害者の方が居住していること ③令和 13 年 3 月 31 日までに一定のバリアフリー改修工事が完了していること ④補助金等を除く自己負担額が 1 住戸あたり 50 万円を超えること
	減額範囲	固定資産税の 1/3 を減額（床面積 100 ㎡まで）
	適用期間	改修工事完了年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする 1 年度分
	申告期限	改修工事完了後 3 箇月以内
	必要書類	・工事明細書、写真等の工事内容がわかる書類 ・改修工事に係る工事費用及び支払いが確認できる書類　等
住宅の省エネ改修に対する固定資産税の減額	要件	①平成 26 年 4 月 1 日以前から所在している住宅で、改修後の床面積が次のとおりであること（貸家住宅を除く） ア　令和 8 年 3 月 31 日までに改修工事が行われたもの 50 ㎡以上 280 ㎡以下であること イ　令和 8 年 4 月 1 日以降に改修工事が行われたもの 40 ㎡以上 240 ㎡以下であること ②令和 13 年 3 月 31 日までに現行の省エネ基準に新たに適合させる一定の省エネ改修工事が完了していること ③補助金等を除く自己負担額が 1 住戸あたり 60 万円を超えること
	減額範囲	固定資産税の 1/3（改修により認定長期優良住宅に該当することになったものについては 2/3）を減額（床面積 120 ㎡まで）
	適用期間	改修工事完了年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする 1 年度分
	申告期限	改修工事完了後 3 箇月以内
	必要書類	・現行の省エネ基準に新たに適合する改修工事を行ったことを証する証明書 ・改修工事に係る工事費用及び支払いが確認できる書類 ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく認定通知書の写し（改修により認定長期優良住宅に該当することになった場合のみ）　等

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の減額	要件	マンションの管理の適正化の推進に関する法律の規定に基づく管理計画の認定マンションで以下の条件を満たすこと ①築 20 年以上が経過し、かつ、総戸数が 10 戸以上 ②令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に、長寿命化に資する大規模修繕工事が完了していること ③②とは別途、長寿命化工事を過去に 1 回以上適切に実施していること ④長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること
	減額範囲	固定資産税の 1/2 を減額（床面積 100 ㎡まで）
	適用期間	修繕工事完了年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする 1 年度分
	申告期限	修繕工事完了後 3 箇月以内
	必要書類	・管理計画の認定通知書又は助言・指導内容実施等証明書等 ・過去工事証明書 ・大規模の修繕等証明書 ・総戸数を確認できる書類　　等

いずれの軽減措置についても、改修工事の程度により、家屋評価を見直す場合があります。また、軽減を適用したものの、改修による評価の見直しで前年度の固定資産税額を上回る場合があります。

※１　二世帯住宅については、それぞれの部分が、構造上独立した住宅として認められる場合に限り、独立した部分ごとに適用要件を判定します。また、共同貸家住宅や分譲マンション等の１住戸当たりの床面積は、次のとおり判定します。
「専有部分の床面積」+「専有部分の床面積割合で案分した共用部分(階段、廊下等)の床面積」

※２　3 階建て以上で、耐火建築物又は建築基準法上の準耐火建築物の住宅の場合は、新築後 5 年度分（長期優良住宅の場合は、7 年度分）が減額適用期間となります。

※３　長期優良住宅とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する「長期優良住宅」に認定された住宅を指します。

7　減　　免

下記の要件に該当する場合には、市税を減免する制度があります。
減免の適用には、その税の納期限までに減免申請書の提出が必要です。

主な要件	お問い合わせ先
①生活扶助を受けている場合	市税事務所 固定資産税担当
②災害を受けた場合	
③国、都道府県等の買収により、使用収益することができなくなった場合	
④土地区画整理事業により減歩された土地の場合	

8　縦　覧　制　度

縦覧とは、納税者の方が、自己の資産と他の資産の価格の比較を通じて自己の資産が適正に課税されていることを確認できるよう、自己の資産と同一区内にあるすべての土地又は家屋の価格等が記載されている縦覧帳簿をご覧いただける制度です。

期間…**毎年 4 月 1 日から第 1 期納期限の日（4 月末）までの間**（土曜日、日曜日、祝日を除く）

場所…**市税事務所固定資産税担当の窓口及び各区役所・支所内の臨時窓口**（当該区役所・支所管内に所在する資産のみ縦覧可）

９ 審査の申出

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合（※）には、固定資産評価審査委員会に文書により「審査の申出」をすることができます。

また、オンラインによる申請も可能です。（詳細は、京都市のホームページ（「固定資産評価審査申出制度のあらまし（令和８年度）」https://www.city.kyoto.lg.jp/koteishisan/page/0000311920.html）をご覧ください。）

※価格以外の事項（例：住宅用地に対する課税標準の特例）について不服がある場合は、市長に対して不服申立て（審査請求）をすることができます（６０ページ参照）。

審査機関	対象事項	申出可能な期間
京都市固定資産評価審査委員会	価格に関すること	価格公示日（通常４月１日）から 納税通知書の交付を受けた日後３箇月以内

なお、審査の申出に係る審査委員会の決定について不服がある場合には、当該決定の取消しの訴えを提起することができます。

訴えの相手方（被告）	対象事項	提起可能な期間
京都市（審査委員会が代表者）	審査委員会の決定	審査決定書の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内（※）

※審査委員会が審査の申出を受けた日から 30 日以内に審査の決定をしないときは、当該申出を却下する旨の決定があったものとみなして、訴えを提起することができます。

１０ 固定資産税路線価の公開

市内の固定資産税路線価

閲覧方法

①市役所情報公開コーナー及び市税事務所固定資産税担当の窓口

②京都市のホームページ「京都市固定資産税路線価図」

リンク：https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000099012.html

京都市固定資産税路線価図　検索

全国の固定資産税路線価

閲覧方法

一般財団法人資産評価システム研究センターのホームページ「全国地価マップ」

リンク：https://www.chikamap.jp/chikamap/Portal?mid=216

全国地価マップ　検索

償却資産

1　納税義務者

償却資産課税台帳に所有者として登録されている人をいいます。

2　税額の計算方法

課税標準額×税率＝税額

価格（評価額）

毎年、申告に基づいて新しく価格を決定します。原則として、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）が課税標準額となります。

課税標準の特例が適用される資産については、課税標準額＝決定価格×特例率となります。

評価の方法

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基に、取得後の経過年数に応じた価値の減少（減価）を考慮して評価します。なお、減価償却の方法は、旧定率法です。

償却資産	評価額の算出方法
前年中に取得したもの	**評価額＝取得価額×（1－減価率（※）÷2）**
前年前に取得したもの	**評価額＝前年度の評価額×（1－減価率（※））**
ただし、上記計算方法により求めた額が取得価額の 5%を下回る場合は、その償却資産が本来の用に供されている限り、取得価額の 5%の額を評価額とします。	

※　減価率…原則として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。ただし、前年中に取得された資産は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

3　税　　率

固定資産税の税率は、1.4%です。

４ 免　税　点

同一区内で所有するそれぞれの固定資産の課税標準額の合計額が、150 **万円未満**の場合には固定資産税は課税されません。

５ 申告と納税

申告が必要な方…償却資産をお持ちの方（免税点未満の方も申告が必要です。）
申告内容…1 月 1 日現在の資産の状況
申告期限…1 月 31 日（1 月 31 日が土曜日、日曜日に当たる場合は、その翌日）

※　地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用して、**インターネットによる電子申告ができます**。
詳しくは、電子申告・納税のページ（６５ページ）をご覧ください。

納税通知書によって納税者（税額を計算した結果、納税額が発生する方）に税額をお知らせします。**納期は、4 月、7 月、12 月、翌年 2 月の 4 回**に分かれており、各納期までに納めていただくこととなっています。

６ 減　　免

下記の要件に該当する場合には、市税を減免する制度があります。
減免の適用には、その税の納期限までに減免申請書の提出が必要です。

主な要件	お問い合わせ先
① 生活扶助を受けている場合	行財政局 市税事務所 法人諸税室 償却資産担当
② 災害を受けた場合	
③ 国、都道府県等の買収により、使用収益することができなくなった場合	

都市計画税

概　要

都市計画税は、市町村が都市計画事業の費用に充てるために、目的税として課税するもので、毎年１月１日（賦課期日）に都市計画法による市街化区域内に土地や家屋を所有する方に固定資産税と併せて納めていただく税金です。

都市計画税は、原則として固定資産税の価格（評価額）を課税標準額として課税されるものですが、土地については、地方税法により固定資産税と同様に住宅用地に対する課税標準の特例（特例率は固定資産税と異なります。）や負担調整措置（32 ページ参照）がとられています。

納期は、4 月、7 月、12 月、翌年 2 月の 4 回に分かれています。固定資産税と併せて課税されますので、各納期までに納めていただくことになっています。

１　税額の計算方法

固定資産を総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて評価額を決定し、この評価額を基に課税標準額を算出します。税額については、この課税標準額に税率を乗じて算出します。

課税標準額×税率＝税額

２　税　　率

都市計画税の税率は、0.3%です。

３　免　税　点

固定資産税が免税点未満の場合には、都市計画税は課税されません。

軽自動車税

令和８年３月３１日に軽自動車税（環境性能割）は廃止され、軽自動車税（種別割）は軽自動車税に名称変更されました。

軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び２輪の小型自動車、（これらを「軽自動車等」といいます。）に対して課税されます。

１　納 税 義 務 者

毎年４月１日（賦課期日）現在、市内に主たる定置場のある軽自動車等の所有者。
ただし、所有権留保付販売（ローン）の場合は、買主が納税義務者となります。
４月２日以後に廃車・譲渡などで手放されても、下の年額が課税されます。
なお、軽自動車税には、月割課税制度はありません。

２　税　　率

原動機付自転車、２輪の軽自動車及び小型自動車等

車種区分		税率（年額）
原動機付自転車	総排気量が 50cc 以下 定格出力が 0.6kW 以下（※１、及び、ミニカー※2を除く。）	２，０００円
	２輪のもので総排気量が 50cc を超え 90cc 以下 定格出力が 0.6kW を超え 0.8kW 以下	２，０００円
	２輪のもので総排気量が 125cc 以下 かつ最高出力が 4kW 以下※1	２，０００円
	２輪のもので総排気量が 90cc を超え 125cc 以下 定格出力が 0.8kW を超え 1.0kW 以下	２，４００円
	ミニカー（３輪以上のもので総排気量が２０cc を超え５０cc 以下 定格出力が 0.25kW を超え 0.6kW 以下）※2	３，７００円
２輪の軽自動車（総排気量が１２５cc を超え２５０cc 以下のもの。側車付のものを含む。）		３，６００円
２輪の小型自動車（総排気量が２５０cc を超えるもの。）		６，０００円
雪上車		３，６００円

※１　令和７年度税制改正により、令和７年度課税分から、総排気量 125cc 以下で最高出力を 4kW（50cc 相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率が新設されました。
※２　輪距（左右のタイヤの中心間の距離）が 50cm 以下のもので、車室を備えない３輪以上又は車室の側面が解放された構造の３輪のもの及び特定小型原動機付自転車は、これに該当せず、税率は 2,000 円が適用されます。

小型特殊自動車

車種区分		税率（年額）
農耕作業用のもの		２，４００円
その他	２輪（側車付のものを含む。）	３，６００円
	３輪	３，９００円
	４輪以上（貨物・自家用）	５，０００円
	４輪以上（乗用・自家用）	１０，８００円

特定小型原動機付自転車

原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が 0.6kW 以下、長さ 1.9m、幅 0.6m 以下かつ最高速度 20km/h 以下のもの

税率（年額）２，０００円

軽自動車（３輪及び４輪以上）

車種区分		税率（年額）		
		①旧税率 平成 27 年 3 月 31 日以前の新規検査分	②新税率 平成 27 年 4 月 1 日以降の新規検査分	③重課税率 新規検査から 13 年を経過
３輪		３，１００円	３，９００円	４，６００円
４輪以上	乗用自家用	７，２００円	１０，８００円	１２，９００円
	乗用営業用	５，５００円	６，９００円	８，２００円
	貨物自家用	４，０００円	５，０００円	６，０００円
	貨物営業用	３，０００円	３，８００円	４，５００円

① 旧税率
平成２７年３月３１日までに新規検査（新車新規登録）を受けた車両について適用します。（ただし新規検査から１３年を経過後は③を適用。）

② 新税率
平成２７年４月１日以降に新規検査（新車新規登録）を受けた車両について適用します。（ただし新規検査から１３年を経過後は③を適用。）

③ 重課税率
新規検査（新車新規登録）から１３年を経過した車両について適用します。（令和８年度では最初の検査年月が平成２５年３月以前の車両）

※ 動力源が電気又は内燃機関の燃料が天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車及び被けん引車は、重課税率の対象外です。

※ 新規検査（新車新規登録）の日付は自動車検査証（車検証）の「初度検査年月」に記載されています。

３　申告と納税

申　　告

軽自動車等を取得された場合は７日以内に、軽自動車等を廃棄・譲渡などで手放された場合には３０日以内に申告してください。

● 原動機付自転車等

・原動機付自転車（１２５cc 以下のバイク、ミニカーなど）

・特定小型原動機付自転車（電動キックボードなど）

・小型特殊自動車（農耕作業用のものなど）

申告の種類		持参するもの（必要書類）	申告場所
取得等	販売店から購入したとき	・本人確認書類 ・販売証明書	軽自動車税事務所、同事務所分室
	人から譲り受けたとき 市外から転入したとき	・本人確認書類 ・廃車証明書（又は譲渡証明書とナンバープレート）	
廃車	廃棄したとき 市外に転出したとき 人に譲るとき	・本人確認書類 ・ナンバープレート	

※　お住まいの区にかかわらず、上記申告場所のいずれでもお手続できます。

※　代理人が申告する場合は委任状が必要です。

※　特定小型原動機付自転車については、別途仕様の分かる書類を求める場合があります。

● 上記以外の軽自動車等

下記へお問い合わせください。

車種	お問合せ先
１２６cc 以上のバイク	京都運輸支局（TEL　０５０－５５４０－２０６１）
３輪・４輪の軽自動車	軽自動車検査協会京都事務所（TEL　０５０－３８１６－１８４４）

納　　税

５月中旬に送付される納税通知書（納付書）によって納期限（５月末日）までに納めていただくこととなっています。

４ 減 額 措 置

グリーン化特例（軽課）の実施

令和７年４月１日以降（ただし、下表の「50%軽減対象車両」については令和８年３月３１日まで）に新規検査（新車新規登録）を受けた一定の環境性能を有する４輪以上及び３輪の軽自動車について、その燃費性能に応じて**翌年度に限り**、グリーン化特例（軽課）が適用されます。

なお、燃費性能は、自動車検査証（車検証）の備考欄に記載されています。

税率 ＼ 車種区分		税率（年額）	
		電気軽自動車 天然ガス軽自動車※1	ガソリン車・ハイブリッド車※2 （揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする車）
		75%軽減対象車両	50%軽減対象車両※3
３輪		１，０００円	２，０００円
４輪以上	乗用自家用	２，７００円	―
	乗用営業用	１，８００円	３，５００円
	貨物自家用	１，３００円	―
	貨物営業用	１，０００円	―

※１　平成２１年排出ガス規制＋10%ＮＯｘ低減又は平成３０年排出ガス規制適合車であるもの

※２　営業用乗用車であり、平成１７年排出ガス基準 75%低減達成車（★★★★）又は平成３０年排出ガス基準 50%低減達成車であるもの

※３　令和２年度燃費基準達成かつ令和１２年度燃費基準 90%達成車であるもの

５ 減　　免

特別の事情があり、軽自動車税を納めることが困難である場合には、その事情に応じて減免する制度があります。

減免の申出は、**納期限（５月末日）までに**減免申請書を提出していただく必要があります。

主な要件	お問合せ先
①生活扶助を受けている場合	軽自動車税お問合せ窓口 TEL　２１３-５４６７
②災害を受けた場合(被災した日が４月１日から納期限までの期間のみ)	
③京都市内に居住している障害のある者又はその家族が所有する車で、障害のある者自身が使用する場合又はその家族がその障害のある者のために使用する場合	

法人の市民税

概　要

法人の市民税は、市内に事務所や事業所がある法人（会社など）のほか、法人でない社団等にも課税される税金で、法人の規模に応じて課税される「均等割」と法人税の額に応じて課税される「法人税割」とがあります。

1　納 税 義 務 者

納税義務者の区分	納めるべき税	
	均等割	法人税割
⑴　市内に事務所又は事業所がある法人	○	○
⑵　市内に事務所又は事業所がないが、寮又は宿泊所などがある法人	○	
⑶　市内に事務所、事業所、寮、宿泊所等がある公益法人等で収益事業を行わないもの	○	
⑷　(1)、(3)のうち、法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課されるもの（受託法人としての納税義務）		○
⑸　法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で、市内に事務所又は事業所があるもの（受託法人としての納税義務）		○

（注１）　上記（１）には、公益法人等又は法人でない社団等で収益事業を行うものが含まれます。

（注２）　上記（３）の中には、均等割が非課税又は課税免除となるものもあります。

（※）次の法人が収益事業を行わない場合、均等割が課税免除となります。

- 公益社団（財団）法人
- 認可地縁団体
- （団地）管理組合法人
- 特定非営利活動法人
- マンション再生組合
- 防災街区整備事業組合
- マンション等売却組合、除却組合及び敷地分割組合

（注３）　上記（４）、（５）中の「法人課税信託」とは、信託のうち信託財産から生ずる所得について法人が課税されるものをいいます。当該受託者については、各法人課税信託の信託及び固有資産等ごとに別の者とみなされ、信託資産等の帰属者としては受託法人、固有資産等の帰属者としては固有法人と呼び分けられます。

２　税額の計算方法

税額
- 均等割額（※１）：事業所又は事業所等を有していた月数 １２箇月（※２） ×税率 ⇒「3　税率」の均等割の税率を参照してください。
- 法人税割額：課税標準となる法人税額 ×税率 ⇒「3　税率」の法人税割の税率を参照してください。

※１　均等割額は、事務所又は事業所等がある区ごとに計算します。
※２　月数は、１月未満の端数日数が生じた場合は切り捨てます。
　　ただし、切り捨てた結果、月数が０月となる場合のみ切り上げます。

３　税　　率

●均等割の税率（年額）

法人等の区分		区内の従業者数（※１）	
		５０人以下	５０人を超える
資本金等の額（※２）を有する法人	ア　１千万円以下	５万円	１２万円
	イ　１千万円を超え、１億円以下	１３万円	１５万円
	ウ　１億円を超え、１０億円以下	１６万円	４０万円
	エ　１０億円を超え、５０億円以下	４１万円	１７５万円
	オ　５０億円を超える		３００万円
資本金（出資金）の額を有しない法人及び公共法人等（一般社団（財団）法人、人格のない社団等） ただし、保険業法に規定する相互会社を除きます。		５万円	

※１　従業者数とは、区内に有する事務所又は事業所等の従業員者数の合計数です。
※２　均等割の税率区分の基準となる期末現在の「資本金等の額」とは、次の①と②を比較し、大きいほうの額となります。
　ただし、法人税割の税率区分を判断する場合は、均等割のような大小比較は行わず、①の金額を用います。
　①　法人税法上の資本金額の額（注）－無償減資等による欠損てん補額＋無償増資額
　②　「資本金＋資本準備金」又は「資本金の額」
　（注）法人税法第２条第１６号に規定する資本金等の額
　　（法人税明細書別表 5(1)の 36④の欄の合計）

●法人税割の税率・・・８．２％

　ただし、次のアとイの両方の条件に該当する中小法人等の場合は、6.0%になります。（法人課税信託の受託法人である場合、又は清算確定申告（※）などを行う場合は適用されません。）
　なお、令和元年 9 月 30 日以前に開始した事業年度については、8.2%は 11.9%に、6.0%は 9.7%に読み替えた税率を適用します。
　ア　次のいずれかに該当する場合
　（ア）資本金等の額が３億円以下である法人
　（イ）資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）
　（ウ）人格のない社団等
　イ　課税標準となる法人税額（２以上の市町村において事業所等を有する法人等については、関係市町村に分割する前の額）が 1,600 万円以下である場合
　　※　平成 22 年 9 月 30 日以前に解散した法人が行う申告です。

４　申告と納税

法人の市民税は、それぞれの法人が定める事業年度が終了した日等から一定期間内に、法人がその納付すべき税額を計算して申告し、その申告した税額を納めることになっています。

主な申告の種類	申告及び納付期限、納付税額
確定申告	（申告及び納付期限） 事業年度終了の日の翌日から原則として２箇月以内 （納付税額） 均等割額と法人税割額の合計額 ただし、当該事業年度についてすでに中間（予定）申告・納付を行っている場合は、その中間（予定）申告の税額を差し引いた額
中間（予定）申告 （注）法人税の予定申告税額が10万円を超える普通法人が申告納付します。	（申告及び納付期限） 事業年度開始の日以降６箇月を経過した日から２箇月以内 （納付税額） (1)予定申告 前期確定申告法人税割額の６箇月相当の額と、事業年度開始の日以降６箇月の期間において事務所等を有していた月数に応じて計算した均等割額との合計額 (2)仮決算に基づく中間申告 事業年度開始の日以降６箇月の期間を１事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額と、当該期間において事務所等を有していた月数に応じて計算した均等割額との合計額 ※　通算子法人の場合、申告及び納付期限や納付税額の計算方法が異なる場合があります。

（参考）
地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用して、インターネットによる電子申告が可能です。
詳しくは、電子申告・納税のページ（６５ページ）をご覧ください。

市たばこ税

概　要

市たばこ税は、製造たばこの製造者などが市内の小売事業者に売り渡したたばこに対してかかる税です。

１　納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者（外国産たばこの輸入を扱う者）、卸売販売業者
税率の引上げ時に生じる手持品課税においては、たばこの小売販売業者及び卸売販売業者

２　税　　率

課税標準（令和７年４月１日）
１，０００本につき６，５５２円（令和３年１０月１日から）
※　小売価格５８０円１箱２０本入りのたばこの場合、うち１３１．０４円が市税
※　紙巻たばこ三級品（エコー、わかば等）も、令和元年１０月１日から同額

３　申告と納税

製造たばこの製造者等が、毎月の初日から末日までの間に売り渡したたばこに係る税額を、翌月末日までに申告及び納付することとなっています。
手持品課税の申告及び納付期限は、別途定めることとされています。

（参考）
市たばこ税については、地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用して、インターネットによる電子申告が可能です。詳しくは、電子申告・納税のページ（６５ページ）をご覧ください。

入湯税

概要

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客に対して課税される目的税です。

京都市では、次のとおり平成２３年４月１日から入湯税を導入しています。

１　納税義務者

鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客

２　税　　率

①　宿泊客　　１人１泊につき１５０円

②　日帰り客　１人１日につき１００円

３　課税されない人

①小学生以下の方

②共同浴場又はいわゆる銭湯に入湯する方

③利用料金が１，５００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以下の施設に日帰りで入湯する方

④学校（大学等を除く。）の生徒等で、修学旅行その他学校行事に参加している方及びその引率の方

⑤医療提供施設において入湯する方

４　申告と納税

○　鉱泉浴場を経営されている方が特別徴収義務者として、特別徴収の方法により、入湯客から入湯税を徴収し、毎月末日までに、前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記入した納入申告書を提出するとともに、その申告した税額を京都市に納入していただくこととなっています。

○　次の場合にも申告が必要です。

①　鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する前日までに、必要な事項を記入した経営申告書を提出してください。

②　提出した経営申告書の内容に異動があったときは、直ちにその旨を記入した申告書を提出してください。

※　特別徴収義務者（鉱泉浴場を経営されている方）は、入湯客数などの必要な事項を帳簿に記載し、その帳簿を記載の日から７年間保存してください。

(参考)入湯税の申告手続きについては、地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用して、インターネットによる電子申告が可能です。詳しくは、電子申告・納税のページ（６５ページ）をご覧ください。

事 業 所 税

概　要

事業所税は、道路、公園、下水道、教育文化施設などの都市環境の整備・改善に要する費用に充てるための目的税で、事務所又は事業所（事業所等）において法人又は個人が行う事業活動に対して課税されます。

１　納 税 義 務 者

事業所等において事業活動を行う法人又は個人

２　税額の計算方法

	資産割	従業者割
課税標準	事業所床面積 （借り受けている分を含む。）	従業者給与総額 （賞与を含み、退職金を除く。）
税　　率	１㎡につき６００円	１００分の０．２５（０．２５%）
税　　額	事業所床面積×６００円	従業者給与総額×０．２５%

※　課税標準の算定期間は法人：事業年度、個人：１月１日～１２月３１日（原則）です。

※　事業所床面積とは、事業所用家屋の延べ床面積をいいます。

３　免税点と申告義務

京都市内の事業所床面積、従業者数それぞれの合計が、次に掲げる場合は課税されません。

合計事業所床面積…１，０００㎡以下（※　免税点以下の申告は 800 ㎡から必要）

合計従業者数…１００人以下（※　免税点以下の申告は 80 人から必要）

（注１）免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日現在の状況で行います。

（注２）免税点の判定は、資産割と従業者割それぞれ別に行いますので、どちらか一方だけが課税されることがあります。免税点を超えると、超えた部分だけではなく、事業所床面積又は従業者給与総額の全てが課税の対象となります。

特殊関係者を有する場合の免税点判定の特例

特殊関係者（子会社・兄弟会社などをいいます。）が同一家屋内で事業を行っている場合は、共同事業とみなされ、その特殊関係者の事業所床面積（従業者数）を合算して免税点判定を行います。

※　事業所税額がない方の免税点以下の申告

免税点以下であるために、事業所税の税額がない方でも、次のような場合には、申告が必要です。

①　法人にあっては前事業年度に、個人にあっては前年に、納付すべき税額があった場合

②　京都市内の事業所等の床面積の合計が、800 ㎡以上の場合

③　京都市内の事業所等の従業者数の合計が、80 人以上の場合

４　申告と納税

納税義務者が税額を計算して申告し、その申告した税額を納めていただくことになっています。

（申告期限）
法人：事業年度が終了した日から２箇月以内（法人税において、申告期限が延長された場合であっても、**事業所税の申告期限は延長されません**のでご注意ください。）
個人：翌年の３月１５日まで

※　次の場合にも申告が必要です。

○　事業所等の新設又は廃止についての申告

京都市内で事業所等の新設又は廃止されたもののうち、一定の場合は、「事業所等の新設又は廃止の申告書」又は法人市民税に係る届出書（「法人等設立・解散・変更届出書」）による申告が必要です。

○　事業所用家屋の貸付申告

京都市内で事業所用家屋の全部又は一部を他に貸し付けているもののうち、一定の場合は、「事業所用家屋の貸付状況等の申告書」による申告が必要です。また、貸付けの内容に変更があった場合も同様です。

（参考）
事業所税の申告手続きについては、地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用して、インターネットによる電子申告が可能です。
また、事業所等の新設又は廃止の申告や減免の申請も行えます。詳しくは、電子申告・納税のページ（６５ページ）をご覧ください。

５　減　　免

市長が必要と認めた場合には、市税を減免する制度があります。

主な要件	お問合せ先
①　災害を受けた場合	市税事務所法人諸税室 事業所税担当
②　都市政策上必要なもの（事業所税の非課税及び課税標準の特例と同様の趣旨に基づくもの）	

宿　泊　税

概　要

宿泊税は、国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるために、宿泊施設の宿泊者に対して京都市が独自に課税する法定外目的です。

宿泊税は、平成３０年１０月１日から導入しています。

１　納税義務者

○　宿泊税の納税義務者は次のとおりです。

・　旅館業法に定める旅館業を営む施設（下宿営業を除く）への宿泊者

・　住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者

※　ホテル、旅館、簡易宿所及び住宅宿泊事業を営む施設のほか、いわゆる違法民泊等への宿泊者も含めた、すべての宿泊者となります。

○　納税義務者である宿泊者は、宿泊施設に宿泊税を支払い、宿泊施設の経営者が特別徴収義務者として宿泊税を本市に納入していただきます。

２　税　　率

宿泊税の税率は次のとおりです。

１人１泊の宿泊料金	税　率
６，０００円未満	２００円
６，０００円以上２０，０００円未満	４００円
２０，０００円以上５０，０００円未満	１，０００円
５０，０００円以上１００，０００円未満	４，０００円
１００，０００円以上	１０，０００円

※　令和８年３月１日から税率を改定しています。

※　宿泊料金とは、いわゆる素泊まり料金を指すものであり、サービス料は含まれますが、食事代や消費税等は含まれません。

３　課税されない人

学校が主催する修学旅行その他学校行事または保育所等が主催する行事（満３歳以上の幼児が参加するもの）に参加している生徒等及びその引率者については、宿泊税の課税が免除されます。

※　免除対象

- 学校教育法第１条で規定する学校のうち、大学を除くもの（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校）
- 児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所（保育所型認定こども園を含む。）
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園
- 児童福祉法第 6 条の 3 各項に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設

４　申告と納税

○　宿泊施設の経営者（特別徴収義務者）は、宿泊者から宿泊料金とともに宿泊税を徴収し、原則として毎月末日までに、前月１日から同月末日までに宿泊行為のあった徴収すべき宿泊税に係る宿泊数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、納入いただくこととなります。

※　宿泊税額が、市長が定める金額以下であるなどの要件に該当するものとして特例に関する市長の承認を受けた場合においては、３箇月ごとに納入申告書を提出することとなります。

○　宿泊施設の開始、変更、廃止等を行う際は、経営申告書を提出していただくこととなっております。

第３章　市税の納付

１　市税の納付場所及び方法

市税の納付場所（令和８年４月１日現在。金融機関等は変更になる場合があります。）

（１）京都市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出箇所、右京区役所京北出張所

（２）以下の銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合等（全国の本店・支店・出張所で納付できます。）

銀行	みずほ、三菱UFJ、三井住友、北陸、北國、滋賀、京都、池田泉州、南都、但馬、徳島大正
信用金庫	京都、京都中央
信用組合	京滋、近畿産業
農業協同組合	京都府信用農業協同組合連合会、京都市、京都中央、京都
その他	近畿労働金庫

（３）近畿２府４県（京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県及び和歌山県）の区域内に所在するゆうちょ銀行直営店及び郵便局

（４）全国の地方税統一ＱＲコード対応金融機関（納付書に地方税統一ＱＲコードが印刷されているもののみご利用いただけます。）

（５）以下のコンビニエンスストアの全国店舗（個人市・府民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び軽自動車税の納付金額が３０万円までの納付書で、コンビニ納付用のバーコードが印字されている納付書のみご利用いただけます。）

セブン‐イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、セイコーマート、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、ハマナスクラブ、MMK（マルチメディアキオスク）設置店（ただし無人端末機を除く）

※ＱＲコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です

口座振替による納付

口座振替制度とは、お申し込みいただいた預貯金口座から、納期ごとに自動的に振り替えて市税を納税いただく制度です。

ご利用いただける税目

個人市・府民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び軽自動車税

お申込み手続

本市指定の金融機関の本店・支店・出張所又は全国の郵便局でお申し込みいただけます。預貯金通帳、通帳届出印及び納税者コードがわかるもの（納税通知書等）をお持ちのうえ、お申込みください。

また、市税事務所納税推進担当に郵送で「京都市　市税　口座振替依頼書」を提出していただくことも可能です。

「京都市　市税　口座振替依頼書」は京都市内の金融機関、郵便局に備えています。

また、京都市のホームページ（「京都市情報館」）から「京都市　市税　口座振替依頼書」をダウンロードすることもできます。

京都市税口座振替　検索

口座振替の開始

口座振替は、お申し込みされた金融機関から京都市への連絡が完了した翌月以降の納期分から開始されます。京都市での手続き完了後に口座振替の開始時期をお知らせするハガキを送付しますので、それまではお手持ちの納付書で納付してください。

口座振替に当たって、期別納付の場合は納期限ごとに各期別の金額を、一括納付の場合は第１期分の納期限に年税額を、ご指定の口座から振替いたします。（年度の途中に一括納付にてお申し込みの場合、その年度分は期別納付として取扱い、翌年度から一括納付となります。）

また、領収書は発行されませんので、振替済額の確認は預貯金通帳への記載によりお願いします。

なお、振替日の預貯金残高不足等により振替できないときは納付書を送付しますので、金融機関等の窓口でお納めいただくこととなります。（振替日以降に入金されても再度の振替はできませんのでご了承ください。）

口座振替ってこんなに便利！！

- 納付のたびに区役所や金融機関へお出かけになる手間が省けます。
- 納期を忘れていても安心です。

クレジットカード・ネットバンキングによる納付

納付専用サイトをご利用いただくことで、クレジットカード・ネットバンキングのよる納付が可能です。（金融機関やコンビニエンスストア、区役所等の窓口ではご利用いただけません。）

ご利用いただけるサイトや諸条件は、納税いただく税目により異なります

なお、クレジットカードのご利用に際しては所定のシステム利用料が必要となります。

個人市・府民税・森林環境税（普通徴収）

★　ご利用いただける納付書

納付金額が３０万円までの納付書で、コンビニ納付用のバーコード及びクレジットカード・ネットバンキング納付用の納付書番号等が印刷されているもの

★　ご利用いただける納付専用サイト

「京都市税納付サイト（https://koukin.f-regi.com/fc/kyoto_city/）」

固定定資産税・都市計画税、軽自動車税

★　ご利用いただける納付書

ｅＬ番号が記載された納付書

★　ご利用いただける納付専用サイト

「地方税お支払サイト※（https://www.payment.eltax.lta.go.jp/）」

※　「地方税お支払サイト」は、令和８年９月２４日から「ｅＬ（エル）お支払サイト」に名称変更予定です。

スマートフォン用決済アプリによる納付

納付書に印刷されたバーコードまたはｅＬ-ＱＲ（ＱＲコード）をスマートフォン用決済アプリ（以下、アプリといいます。）で読み取ることで、電子マネーによる納付が可能です。（金融機関やコンビニエンスストア、区役所等の窓口ではご利用いただけません。）

ご利用いただけるやアプリや諸条件は、決済の方法により異なります

バーコード読取による決済

★　ご利用いただける納付書

個人市・府民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の納付金額が３０万円までの納付書で、コンビニ納付用のバーコードが印刷されているもの

★　ご利用いただけるアプリ等、詳細は以下のページでご確認ください。

「京都市情報館（https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000270746.html）」

ＱＲコード読取による決済

★　ご利用いただける納付書

固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の納付書で、ｅＬ-ＱＲが印刷されているもの

★　ご利用いただけるアプリ等、詳細は以下のページでご確認ください。

「地方税お支払サイト※（https://www.payment.eltax.lta.go.jp/）」

※　「地方税お支払サイト」は、令和８年９月２４日から「ｅＬ（エル）お支払サイト」に名称変更予定です。

２　納期を過ぎて納付がない場合

延　　滞　　金

納期限を過ぎますと、税金のほかに延滞金を納めていただくこととなります。

● 納期限の翌日から１箇月を過ぎるまでの期間

年７．３％（各年の延滞金特例基準割合が年 7.3%に満たない場合は、延滞金特例基準割合に年１％を加算した割合（上限　年 7.3%）となります。令和８年中の割合は年 2.8%）

● 上記以後

年１４．６％(各年の延滞金特例基準割合が 7.3%に満たない場合は、延滞金特例基準割合に年 7.3%を加算した割合となります。令和８年中の割合は年 9.1%)

※「延滞金特例基準割合」とは、平均貸付割合(租税特別措置法第９３条第２項に規定する平均貸付割合をいう。)に年１%の割合を加算した割合

滞　納　処　分

市税は、納税者が自主的に納めていただくこととなっています。

納期限を過ぎても市税の納付がない場合は、税負担の公平性を保つため、滞納者に対し、地方税法、国税徴収法、市税条例などの規定に基づき、差押えをはじめとして、厳正な滞納処分を行うこととなります。

なお、納付が困難な場合は、納期限内に１月１日現在にお住まいの地域の担当を所管する市税事務所納税室納税第１～6 担当又は諸税徴収担当に相談してください。

※　相談先については、６９ページの納税相談をご参照ください。

３　特別な事情で市税の納付が困難な場合

納　税　の　猶　予

納税者が次のいずれかに該当し、市税の納付が困難と認められる場合には、申請によって原則として１年以内の期間に限り、徴収猶予を受けることができます。

（１）災害を受けたとき又は盗難にあったとき
（２）本人又は家族が病気にかかり又は負傷したとき
（３）事業を廃止又は休止したとき
（４）その事業につき著しい損失を受けたとき
（５）（１）から（４）までに該当する事実に類する事実があったとき
（６）本来の納期限から１年以上を経過した後に、納付すべき税額が確定したとき

また、市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当する場合には、申請によって、原則として１年以内の期間に限り、差押えを受けている財産は売却されないほか、差押え前であれば差押えが猶予される場合（換価の猶予）があります。

猶予の申請をされる際には、１月１日現在にお住まいの地域の担当を所管する市税事務所納税室納税第１～６担当又は諸税徴収担当に相談してください。

※　詳細な相談先については、６９ページの納税相談をご参照ください。

４　不服申立て（審査請求）等について

市税の課税や差押えなどの処分について不服がある人は、市長に対して文書により不服申立てをすることができます。

※オンラインによる申請も可能です（詳細は、京都市のホームページ（「市税に係る審査請求」：https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000217675.html）をご覧ください。）

※固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合には、別途、固定資産評価審査委員会に対して「審査の申出」をすることができます（３８ページ参照）。

不服申立て等の手続方法については、それぞれの通知書に記載してあります。

主な処分の不服申立て期間は、次のとおりです。

区分	不服申立ての期間
市税の課税の決定	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内
督促	督促状を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内
不動産などの差押え	差押えのあったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内又はその公売の期日のいずれか早い日まで

なお、これらの処分の取消しを求める訴えは、原則として上記の不服申立てを経た後でなければ提起することができないとされており、不服申立てに係る裁決等の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に京都市を被告として提起することができます。

第４章　税窓口などのご案内

１　市 税 の 窓 口

お問い合わせ又はご相談事項	担当窓口
・個人市民税（課税内容に関するお問い合わせ、市民税申告、減免申請等の受付）について	市税事務所 各市民税担当
・個人市民税（給与からの特別徴収に関する手続き）について	市税事務所法人諸税室 特別徴収担当
・固定資産税・都市計画税（土地・家屋）について ・固定資産税（土地・家屋）課税台帳・名寄帳の閲覧について※1 ・縦覧帳簿の縦覧について※2	市税事務所 各固定資産税担当
・固定資産税（償却資産）について ・固定資産税（償却資産）課税台帳の閲覧について ・特別土地保有税について	市税事務所法人諸税室 償却資産担当
・法人市民税について	市税事務所法人諸税室 法人市民税担当
・入湯税について ・事業所税について ・市たばこ税について	市税事務所法人諸税室 事業所税担当
・宿泊税について	市税事務所法人諸税室 宿泊税担当
・非居住住宅利活用促進税について	行財政局税務部税制課
・市税の納税相談について ※税目によって担当が異なります。 詳細については６９ページの納税相談をご参照ください。	市税事務所納税室 各納税担当
・口座振替について ・市税の還付について	市税事務所納税室 納税推進担当
・軽自動車税について ・原動機付自転車・特定小型原動機付自転車・小型特殊自動車の税申告について ・納税証明（軽自動車税）等について ・納税証明（法人市民税、固定資産税（償却資産）、市たばこ税、入湯税、事業所税、宿泊税）、住宅用家屋証明書等について	軽自動車税事務所
・納税証明（市・府民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税）、課税証明、所得証明、評価証明等について※3	各区役所・支所市民総合窓口室戸籍住民担当、各区役所出張所、証明書発行コーナー、市税事務所

※１　各区役所・支所の市民総合窓口室戸籍住民担当でも閲覧することができます。
※２　各区役所・支所内の４月の臨時窓口（当該区役所・支所管内の資産のみ）でも縦覧することができます。
※３　証明書の発行の窓口については６２、６３ページをご参照ください。

２　市 税 の 証 明

市税の証明書が必要な人や固定資産税課税台帳の閲覧を希望される人は、それぞれの担当窓口にお越しください。　また、郵送での請求も可能です。詳細は、京都市情報館（ＨＰ）の各税証明のページをご覧ください。（https://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/4-8-0-0-0-0-0-0-0-0.html）

■　請求できる人

１　本人
２　相続人（戸籍謄本等の確認書類が必要です。）
３　納税管理人
４　本人の委任状、代理権授与通知書を持参した人
５　同一世帯の親族で、本人から依頼があったと認められる人
６　借地人・借家人等の使用収益権者（評価証明、公課証明及び台帳閲覧のみ。賃貸借契約書等の確認書類が必要です。）

※証明や閲覧の請求に当たっては、窓口に来られた人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）が必要です。

※その他、固定資産の新所有者、成年後見人、相続財産清算人、訴訟関係者等についても、一部証明の請求が可能です。
発行可能な証明の種類や申請時の必要書類については、税務部税制課税務推進担当（222-3155）へお問い合わせください。

証明、閲覧の種類、手数料及び担当窓口

令和８年６月時点

証明書の種類		手数料	担当窓口							
						市税事務所				
								（井門ビル）	（ビル葆光）	
			区役所・支所市民総合窓口室	出張所（※1）	証明書発行コーナー（※1）	軽自動車税事務所	法人諸税室償却資産担当	軽自動車税事務所分室	固定資産税担当	市民税証明窓口
所得証明 課税証明　※２		１年度ごと１件につき 350 円	○	○	○					○
納税証明	納税証明（市・府民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋））	１税目、１課税年度ごと１件につき 350 円	○	○	○					○
納税証明	納税証明（法人市民税、固定資産税（償却資産））	１税目、１課税年度ごと１件につき 350 円	○	○	○			○		
納税証明	納税証明（市たばこ税、入湯税、事業所税、宿泊税）	１税目、１課税年度ごと１件につき 350 円						○		
納税証明	納税証明（軽自動車税）	１課税年度ごと１件につき （※３）350 円		※4		○		○		
軽自動車税に係る証明（納税証明を除く。）		１件につき 400 円		※4		○		○		
固定資産税（土地・家屋） 評価証明　公課証明		１年度ごと証明書１枚につき 350 円	○	○	○					○
償却資産課税台帳登録事項証明書		１年度ごと１件につき 350 円		※4				○		
住宅用家屋証明		証明書１枚につき 650 円						○		
固定資産（土地・家屋） 課税台帳等の閲覧		１年度ごと１件につき 350 円	○						○	
固定資産（償却資産） 課税台帳の閲覧		１年度ごと１件につき 350 円					○			

※１　出張所、証明書発行コーナーで発行する証明書のうち、端末機から発行できないものは各区役所・支所市民総合窓口室戸籍住民担当又は市税事務所の各担当で取り扱う場合があります。

※２　所得証明・課税証明（全項目証明のみ）については、マイナンバーカードをお持ちの方で、市内に住民登録がある方は、コンビニエンスストアで最新年度のみ取得可能です（手数料１件につき 250 円）。

※３　継続検査用納税証明（軽自動車税）については、手数料がかかりません。

※４　右京区役所京北出張所についてのみ取り扱います。

証明書発行コーナー一覧

名称	所在地	電話	開庁時間
①市役所	京都市役所北庁舎１階	222-4110	平日 9:00～17:00 土、日曜日 9:00～17:00 ただし、土、日曜日は受付のみ行い、発行は翌開所日以降（翌開所日が土、日曜日にあたるときは、次の月曜日以降）になります。
②地下鉄竹田駅	地下鉄烏丸線竹田駅　東口１階 定期券売場横	642-0712	平日 9:00～17:00
③地下鉄山科駅	地下鉄東西線山科駅　改札正面 ラクトＡ地下１階	502-2255	
④地下鉄北大路駅	地下鉄烏丸線北大路駅　キタオオジタウン 地下３階　定期券売場横	494-5253	
⑤阪急桂駅	阪急桂駅　東口１階 ミュー阪急桂イースト	382-5549	

※　祝日、振替休日、国民の休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休ませていただきます。

証明書発行コーナーの地図はこちらへ

⇒（http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000227813.html）

コンビニで所得証明書、課税証明書が
２５０円でお得に取得できます！！

マイナンバーカードで土日・祝日や早朝・深夜でも近くのコンビニエンスストアで所得証明書と課税証明書が１通、**２５０円**でお得に取得できます（区役所等の窓口や郵送の場合、１通３５０円）。

取得できる証明書	令和８年度分の所得証明書と課税証明書（全項目証明）
利用できる方	**マイナンバーカードをお持ちの方**で発行申請時に京都市に住民票があり、かつ、次のいずれかに該当する方 １．令和８年１月１日に京都市に住民登録がある方 ２．令和８年１月１日に京都市に住民登録はないが、京都市に令和８年度分の課税資料の提出がある方
利用できるコンビニ	全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ等 ただし、マルチコピー機が設置されていない店舗では利用できません。
利用できる時間	６：３０～２３：００（１２/２９～１/３を除く）
利用方法	ご自身でコンビニのマルチコピー機にマイナンバーカード等をかざし、画面の指示に従って暗証番号を入力するなど、申請から支払、証明書取得まで、簡単な操作でご利用いただけます（コンビニ店員を介しません。）。
必要なもの	マイナンバーカード又は、マイナンバーカードの電子証明書機能が搭載されたスマートフォン（※） ※スマホ用電子証明書が利用可能なコンビニや、スマホ用電子証明書が搭載できるスマートフォンについては、「税証明コンビニ交付」のページ（下記に記載）　をご確認ください。
利用の際の注意事項	①　マイナンバーカードが必要なため、ご本人のみ発行できます。また、交付の際に、４桁の暗証番号（利用者証明用電子証明書）が必要です。 ※　暗証番号を忘れた場合は、京都市マイナンバーカードセンター（075-746-6855）にご相談ください。 ②　最新年度（令和８年度）の証明書のみ取得できます。 ③　証明書の発行制限の申出がある場合は、発行できません。
手数料	１通につき　**２５０円** （手数料の返金はできません。また、手数料減免となる事由がある場合でも、コンビニでは減免できません。）

注）区役所・支所に設置されている行政キオスク端末でも、マイナンバーカードを利用してコンビニと同様の操作方法で所得証明書、課税証明書が１通、２５０円で取得できます。機器操作に不安がある方も気軽にご利用できるよう、操作を支援する案内員も配置しています。

詳しくはこちらもご覧ください。
京都市税に係る税証明コンビニ交付のページ
https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000246210.html

３　電子申告・納税

京都市では、個人市・府民税・森林環境税に係る申告書（個人住民税申告）及び給与支払報告書、固定資産税（償却資産）、法人市民税、市たばこ税、入湯税、事業所税及び宿泊税について、地方税ポータルシステム（ｅＬＴＡＸ：エルタックス）を利用して、お手持ちのパソコンからインターネットを通じて行う電子申告、電子申請の届出の受付を行っています。また、市税の納税猶予に関する電子申請の受付も行っています。

電子納税（地方税共通納税システム）については、個人市・府民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税、法人市民税、市たばこ税、入湯税、事業所税及び宿泊税について御利用が可能です。

電子申告が可能な税目一覧

税目	申告書
個人市・府民税・森林環境税（普通徴収）	市民税・府民税申告書、　納税管理人申告書　など
個人市・府民税・森林環境税（特別徴収）	給与支払報告書　など
固定資産税・都市計画税（土地・家屋）	納税管理人申告書　など
固定資産税（償却資産）	償却資産申告書　など
法人市民税	確定申告書、予定申告書　など
市たばこ税	市たばこ税申告書・修正申告書　など
入湯税	入湯税納入申告書　など
事業所税	事業所税申告書　など
宿泊税	宿泊税納入申告書　など

ｅＬＴＡＸ（エルタックス）

エルタックスは、地方税に関する手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムであり、地方公共団体が共同して運営する地方共同法人地方税共同機構が開発・運用しています。

ｅＬＴＡＸ（エルタックス）の特徴

① 自宅や事務所で申告・納税等の手続ができます。（※１）
② 複数の地方公共団体への申告がまとめて一度にできます。（※２）
③ 市販の税務・会計ソフト（※３）のデータでもそのまま申告できます。
④ ｅＬＴＡＸソフトウェアＰＣｄｅｓｋで申告書の作成が簡単にできます。
⑤ チェック機能があるので、入力誤りや計算誤りを防止できます。

※１　ｅＬＴＡＸで申告・納税できる税目は、個人市・府民税・森林環境税、法人市民税、市たばこ税、入湯税、事業所税及び宿泊税です。

固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び軽自動車税については、地方税お支払サイト（https://www.payment.eltax.lta.go.jp/）を御利用ください。「地方税お支払サイト」は、令和８年９月２４日から「ｅＬ（エル）お支払サイト」に名称変更予定です。

※２　納税の猶予については、申請書等の提出書類が自治体ごとに異なるため、まとめて申請することはできません。ご注意ください。

※３　ｅＬＴＡＸ対応ソフトに限ります。

● 電子申告のお問合せ ●

★電子申告手続の詳しい情報は

地方税ポータルシステム（ｅＬＴＡＸ）ホームページ　https://www.eltax.lta.go.jp/

京都市税に係る電子申告のページ　https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000014249.html

個人住民税申告に係る特設ページ　https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000347828.html

★電子申告システムの使用等（ログイン等）に関するお問い合わせ

ｅＬＴＡＸホームページの「お問い合わせ窓口」　https://eltax.custhelp.com/app/ask

ｅＬＴＡＸホームページの「よくある質問」　https://eltax.custhelp.com/

ｅＬＴＡＸサポートｄｅｓｋ（ヘルプデスク）ナビダイヤル　０５７０－０８１４５９

京都市　行財政局税務部税制課　０７５－２２２－３１５５

★固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び軽自動車税の電子納税

地方税お支払サイト※　https://www.payment.eltax.lta.go.jp/

※　「地方税お支払サイト」は、令和８年９月２４日から「ｅＬ（エル）お支払サイト」に名称変更予定です。

★電子申告システムの利用申請の内容審査・送信したデータについてのお問い合わせ

法人市民税：（市税事務所法人諸税室法人市民税担当）　075-222-3699

固定資産税（償却資産）：（市税事務所法人諸税室償却資産担当）　075-222-3170

個人住民税の給与支払報告書：（市税事務所法人諸税室特別徴収担当）　075-222-3658

事業所税：（市税事務所法人諸税室事業所税担当）　075-222-3669

地方税の納税猶予：（市税事務所納税室収納対策担当）　075-222-4103

共通納税：（市税事務所納税室納税推進担当）　075-222-3633

問合せ先一覧

お手続きやご相談について、スムーズにご案内させていただくために、まずはお電話でお問合せいただきますよう、お願いいたします。

個人市民税（普通徴収）、固定資産税（土地・家屋）【市税事務所：中京区室町御池・ビル葆光（ほうこう）】

個人市民税（普通徴収）

◆課税内容に関する問合せ、市民税申告、減免申請等の受付

※お住まいの地域を担当する市税事務所市民税担当にお問い合わせください。

固定資産税（土地・家屋）

◆課税内容に関する問合せ、減免申請の受付等

◆固定資産課税台帳・名寄帳の閲覧

※資産が所在する地域を担当する市税事務所固定資産税担当にお問い合わせください。

市税事務所　市民税担当窓口

ビル葆光	担当名	担当地域	電話番号<市外局番０７５>
3階	市民税第1担当	北区・上京区	７４６－５８２４
		中京区	７４６－５８１９
	市民税第2担当	山科区・伏見区醍醐	７４６－５８３７
		伏見区・伏見区深草	７４６－５８３４
4階	市民税第3担当	右京区	７４６－５８４３
		西京区・西京区洛西	７４６－５８４９
	市民税第4担当	左京区・東山区	７４６－５８６３
		下京区・南区	７４６－５８７２

市税事務所　固定資産税担当窓口

ビル葆光	担当名	担当地域		電話番号<市外局番０７５>
5階	固定資産税第1担当	北区・上京区・左京区	土地	７４６－６４３１
			家屋	７４６－６４３２
6階	固定資産税第2担当	山科区・伏見区・伏見区深草・伏見区醍醐	土地	７４６－６４３６
			家屋	７４６－６４３７
7階	固定資産税第3担当	右京区・西京区・西京区洛西	土地	７４６－６４５１
			家屋	７４６－６４５２
8階	固定資産税第4担当	中京区・東山区・下京区・南区	土地	７４６－６４６２
			家屋	７４６－６４６３

※　税証明窓口（電話：７４６－６０８６）は、ビル葆光１階です。

＜市税事務所（ビル葆光（ほうこう））＞

所在地：〒604-8175

中京区室町通御池南入円福寺町 337　ビル葆光（ほうこう）

受付時間：午前 8 時 45 分～午後 5 時

※土・日・祝日及び年末年始は閉庁日

※駐車場・駐輪場はありませんので、公共交通機関でお越しください。

軽自動車税【軽自動車税事務所・分室】

◆原付バイク等の税申告、ナンバープレート交付、廃車申告、減免申請、車検用納税証明の発行等

担当名：軽自動車税お問合せ窓口　電話：２１３－５４６７

＜軽自動車税事務所＞

所在地：〒612-0002

伏見区深草中川原町 13-7 京都管理基地事務所 2 階

受付時間：午前 8 時 45 分～午後 5 時

※土・日・祝日及び年末年始は閉庁日

※階段のご利用が困難な方は、玄関横のインターホンでお呼び出しください。

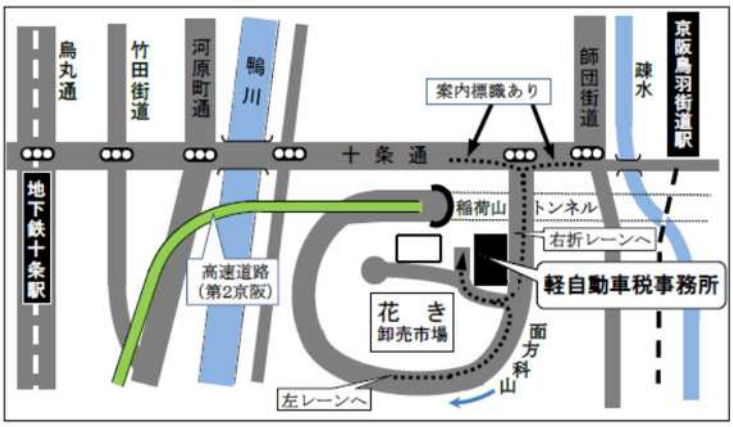

＜軽自動車税事務所（分室）＞

所在地：〒604-8171

中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1

井門明治安田生命ビル 6 階

受付時間：午前 8 時 45 分～午後 5 時

※土・日・祝日及び年末年始は閉庁日

※駐車場・駐輪場はありませんので、公共交通機関でお越しください。

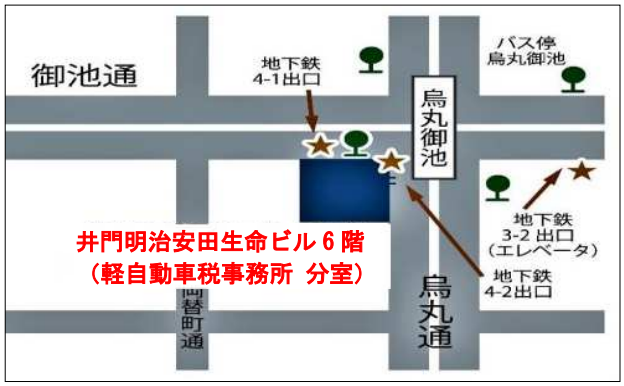

納税相談【市税事務所納税室：市役所分庁舎１階】

◆個人市民税（普通徴収）、固定資産税（土地・家屋）、軽自動車税、その他諸税の納税相談
※個人市民税（普通徴収）、固定資産税（土地・家屋）、軽自動車税については、１月１日現在にお住まいの地域の担当にお問い合わせください。
※その他の税目については諸税徴収担当にお問い合わせください。

＜市税事務所　納税室第１～第６担当、諸税徴収担当＞

所在地：〒604-8571
中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488
京都市役所分庁舎１階（市役所本庁舎の北側）
受付時間：午前８時 45 分～午後５時
※土・日・祝日及び年末年始は閉庁日
※駐車場はありませんので、公共交通機関でお越しください。

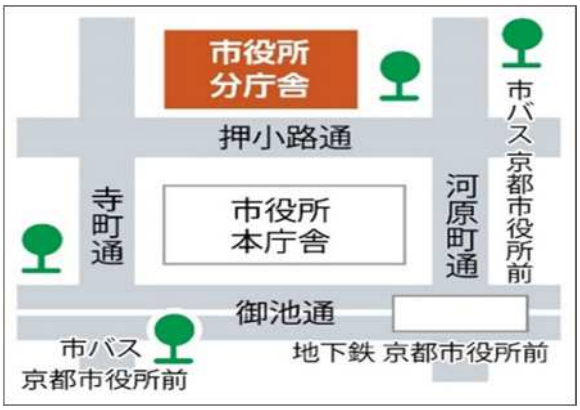

市税事務所　納税担当窓口

担当名	担当地域	電話番号 〈市外局番０７５〉
納税第1担当	市外	２２２－３５１３
	北区	２２２－３４４１
	上京区	２２２－３４４２
納税第2担当	左京区	２２２－３４４６
	中京区	２２２－３４５３
納税第3担当	右京区	２２２－３４５４
	西京区	２２２－３４５５
	西京区洛西	２２２－３４５６
納税第4担当	東山区	２２２－３４５７
	下京区	２２２－３４５８
	南区	２２２－３４５９
納税第5担当	伏見区	２２２－３４６０
	伏見区深草	２２２－３４６１
納税第6担当	山科区	２２２－３４６２
	伏見区醍醐	２２２－３４６３
諸税徴収担当		２２２－３５１４

市税事務所【市役所分庁舎地下１階】、税務部【市役所西庁舎３階】

市税事務所
法人諸税室　各担当
◆法人市民税に関すること　電話：２２２－３６９９
◆個人市民税（特別徴収）に関すること　電話：２２２－３６５８
◆固定資産税（償却資産）に関すること　電話：２２２－３１７０
◆事業所税・入湯税・市たばこ税に関すること　電話：２２２－３６６９
◆宿泊税に関すること　電話：２２２－３１５６

市税事務所
納税室　納税推進担当
◆口座振替に関すること　電話：２２２－３３９０

税務部
税制課
◆非居住住宅利活用促進税に関すること
電話：２２２－３１５５

＜市税事務所　法人諸税室各担当・納税室納税推進担当＞

所在地：〒604-8571
中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488
京都市役所分庁舎地下１階（市役所本庁舎の北側）

＜税務部　税制課＞

所在地：〒604-8571
中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488
京都市役所西庁舎３階（市役所本庁舎の西側）

受付時間：午前８時 45 分～午後５時
※土・日・祝日及び年末年始は閉庁日
※駐車場はありませんので、公共交通機関でお越しください。

国、府に納める税金

国に納める税金

直接税	所得税	個人の一年間（１～12 月）に得た所得（収入金額から必要経費を控除した金額）に対して課税されます。
	復興特別所得税	東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、平成 25 年から令和１９年までの各年分について、所得税額に対して課税されます。
	法人税	法人の事業活動によって、その事業年度に生じた所得（益金の額から損金の額を控除した金額）に対して課税されます。
	地方法人税	法人（法人税納税義務者）の基準法人税額に対して課税されます。
	防衛特別法人税	法人（法人税納税義務者）の課税標準法人税額（基準法人税額から基礎控除額を控除した金額）に対して課税されます。 （令和８年４月１日以後に開始する事業年度から）
	特別法人事業税	都道府県に法人事業税とともに納めます。 都道府県が徴収した後、国に全額収納され、特別法人事業譲与税として都道府県に譲与されます。
	相続税	人の死亡を契機として、相続などにより財産を取得した個人に対し、課税価格の合計額が一定の額（基礎控除額）を超えている場合に課税されます。
	贈与税	個人からの贈与により財産を取得した場合に課税されます。
	地価税	個人又は法人が保有する国内にある土地及び借地権を課税の対象とします。なお、平成 10 年以降は臨時的措置として、当分の間、課税されないこととなっています。
	森林環境税	パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、個人市・府民税の均等割と併せて１人年額 1,000 円が徴収されます。 詳しくはこちらをご覧ください。 ⇒（https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyouzei/kankyouzei_jouyozei.html）

間接税	消費税	国内において事業者が事業として対価を得て行った資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に対して課税されます。また、外国から商品を輸入する場合も輸入のときに課税されます。
	酒税	酒類（アルコール分１度以上の飲料）の消費に着目して消費者に負担を求める税であり、その税率は、酒類の数量を課税標準とする従量課税方式により課税されます。
	揮発油税 地方揮発油税	揮発油の製造者に対し、その製造場から移出した揮発油に対して課税されます。また、都道府県及び市町村に対し、一般財源として譲与するため、揮発油には地方揮発油税も課税されます。
	石油石炭税	原油、石油製品、ガス状炭化水素及び石炭に対して課税されます。
	航空機燃料税	航空機の所有者等を納税義務者とし、航空機燃料の航空機への積み込みに対して課される税であり、空港の騒音対策などを目的として設けられたため、一部は空港関連市町村及び関係都道府県に譲与されます。
	石油ガス税	主にタクシー等に充てんされている石油ガスを石油ガス容器に充てんする者に対し、充てん場から移出した際に課税されます。税収の２分の１が都道府県及び指定市の一般財源として譲与されます。
	電源開発促進税	電力会社の販売電力量に対して課税されます。
	たばこ税 たばこ特別税	製造たばこを製造場から移出する者や輸入する者に対し、その移出又は輸入した製造たばこについて、その本数を課税標準として課税されます。
	とん税 特別とん税	外国貿易船が我が国の一定の港へ入港した場合に、その外国貿易船の純トン数を課税標準として課税されます。
	印紙税	税法に列挙されている課税文書（不動産の譲渡に関する契約書、売上代金に係る金銭の受領書等）を作成したときに、税額に相当する収入印紙を貼り付け、その文書の作成者が印章又は署名で消印して納税します。
	自動車重量税	自動車検査証の交付等を受ける者、車両番号の指定を受ける者に対し、検査自動車、届出軽自動車の数量に応じて課税されます。
	登録免許税	登記、登録、免許などを受ける場合に課税されます。
	国際観光旅客税	国際観光旅客等が国際船舶等により本邦から出国するときに課税されます。
	関税	外国から輸入される貨物に対して課税されます。

税務署一覧

税務署	電話番号	所在地	管轄区域
上京税務署	４４１－９１７１	〒６０２－８５５５ 上京区一条通西洞院東入元真如堂町３５８番地	北区、上京区
中京税務署	８４２－１６０１	〒６０４－８４８２ 中京区西ノ京笠殿町３８　京都地方合同庁舎	中京区
下京税務署	３５１－９１６１	〒６００－８１８１ 下京区間之町五条下る大津町８番地	下京区、南区
右京税務署	３１１－６３６６	〒６１５－０００７ 右京区西院上花田町１０番地の１	右京区、西京区、向日市、長岡京市、乙訓郡
東山税務署	５６１－１１３１	〒６０５－０９１４ 東山区渋谷通大和大路東入下新シ町 339 番地の５	東山区、山科区
左京税務署	７６１－５３７１	〒６０６－８５５５ 左京区聖護院円頓美町１８番地	左京区
伏見税務署	６４１－５１１１	〒６１２－００８４ 伏見区鑓屋町	伏見区

税務署の詳しい所在地はこちらへ

⇒（https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/location/kyoto.htm）

府に納める税金

普通税	府民税	個人については、定額の均等割（「豊かな森を育てる府民税」６００円を含む）と、前年の所得に応じて課税される所得割、預貯金の利子等に対する利子割、特定配当等に対する配当割、特定株式等譲渡所得に対する株式等譲渡所得割がかかります。 法人については、法人の規模（資本金等の額）により定まっている均等割と法人税額に応じて課税される法人税割がかかります。
	事業税	事業を行う個人又は法人で、府内に事業所がある場合に、その所得金額（収入金額の場合もあります。）に対してかかります。資本金が１億円を超える普通法人等の場合には、付加価値額や資本金等の額に対してもかかります。また、法人事業税に併せて国税である特別法人事業税も申告納付が必要です。
	地方消費税	国内において事業者（法人・個人）が対価を得て行った資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に対してその対価の額に応じてかかります。また、輸入した外国貨物を保税地域から引き取る際にも、その対価の額に応じてかかります。
	不動産取得税	有償・無償を問わず、土地や家屋を取得したときにその不動産の価格に応じてかかります。
	府たばこ税	卸売販売業者などが小売販売業者に売り渡したたばこの本数に応じてかかります。
	ゴルフ場利用税	ゴルフ場を利用する人に対して利用日ごとに定額でかかります。
	軽油引取税	元売業者、特約業者からの軽油の引取りに対して、その数量に応じてかかります。
	自動車税	自動車の所有者に対し、自動車の種類と排気量などに応じてかかります。
	鉱区税	鉱業権の設定許可を受けた鉱業権者に対して鉱区の面積などに応じてかかります。
	固定資産税（特例）	固定資産税（償却資産）のうち一定の額を超えるものについてその超える額に対してかかります。（京都市内に所在するものは除きます。）

目的税	狩猟税	狩猟者の登録を受けるときにかかります。鳥獣の保護や狩猟に関する費用に充てられます。
	産業廃棄物税	府内の最終処分場への産業廃棄物の搬入に対してその搬入重量に応じてかかります。産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等を促進する費用に充てられます。

府庁・府税事務所一覧

名称	電話番号	所在地
京都府庁税務課	４１４－４４２７	〒６０２－８５７０ 上京区下立売通新町西入藪ノ内町 （１号館５階）
京都府 府税事務所	６９２－１３２０	〒６０１－８０４７ 南区東九条下殿田町１３番地（西洞院通九条上る） 九条ＣＩＤビル２～５階
京都府府税事務所 自動車税管理事務所	６７２－６１５５	〒６１２－８６７７ 伏見区竹田向代町４９番地の４ 京都府自動車整備商工組合　教育センター３階

以下の税目については、１つの事務所で集中的に取り扱いますので、ご注意ください。

〇ゴルフ場利用税、鉱区税、狩猟税、軽油引取税…府税事務所

〇自動車税……府税事務所自動車税管理事務所

〇府民税（利子割、配当割、株式等譲渡所得割）、府たばこ税、産業廃棄物税……府庁税務課

京都地方税機構一覧

※滞納している府税に関する相談は、京都地方税機構にご相談ください。

事業所名	電話番号	所在地
京都地方事務所	５８５－２４７０	〒６００－８０２８ 下京区寺町通松原下る植松町７３３ 河原町ＮＮＮビル　９階

※　法人府民税、法人事業税、特別法人事業税の申告書又は届出書は、京都地方税機構　申告センターに提出（郵送可）をお願いします。

事業所名	電話番号	所在地
申告センター	４１７－１３７１	〒６０２－８０５４ 上京区出水通油小路東入丁子風呂町１０４－２ 京都府庁　西別館４階

※自動車税、軽自動車税（原付除く）の申告に関する相談は自動車関係税申告受付センターへお願いします。

事業所名	電話番号	所在地
自動車関係税 申告受付センター	６９３－８４５５	〒６１２－８４１８ 伏見区竹田向代町４９－４ 京都府自動車整備商工組合　教育センター３階

府庁、府税事務所、京都地方税機構などの詳しい所在地はこちらへ
⇒（http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/11600061.html）

市税のしおり　令和８年度版

発　行　日：令和８年６月
　　令和８年９月改訂
編集・発行：京都市行財政局税務部税制課